

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和元年2月)	修 正 (令和3年3月)	備 考
1	<p>第1章 総則 第3節 計画の効果的促進</p> <p>(略)</p> <p>防災対策は、自助(市民_____が自らの安全を自らで守ることをいう。)、共助(市民等が地域においてお互いに助け合うことをいう。))及び公助(道、市及び防災関係機関が実施する対策をいう。))のそれぞれが効果的に推進されるよう、<u>市民等並びに道、市及び防災関係機関</u>の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。また、災害発生時は市民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、_____</p> <p>_____防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進_____により、_____防災意識の向上を図らなければならない。 <u>(新規)</u></p>	<p>第1章 総則 第3節 計画の効果的促進</p> <p>(略)</p> <p>防災対策は、自助(市民<u>及び事業者</u>が自らの安全を自らで守ることをいう。)、共助(市民等が地域においてお互いに助け合うことをいう。))及び公助(道、市及び防災関係機関が実施する対策をいう。))のそれぞれが効果的に推進されるよう、<u>防災対策の主体</u>の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。また、災害発生時は市民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「<u>自らの命は自らが守る</u>」という意識の徹底や、<u>地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、</u>防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進、<u>住民主体の取組みの支援・強化</u>により、<u>社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。</u></p> <p><u>令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。</u></p>	<p>道の修正に伴う修正</p>
3	<p>第4節 計画の基本方針 1 防災組織</p> <p>(略)</p> <p>(1) 帯広市防災会議</p>	<p>第4節 計画の基本方針 1 防災組織</p> <p>(略)</p> <p>(1) 帯広市防災会議</p>	<p>分社化による追記</p>

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和元年2月)	修 正 (令和3年3月)	備 考						
7	<p>(略)</p> <p>2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>(6) 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="215 331 1043 440"> <tr> <td data-bbox="215 355 338 440">北海道電力 帯広支店</td> <td data-bbox="338 331 1043 440"> ①電力施設等の防災管理を行うこと。 ②災害時における電力の円滑なる供給を行うこと。 ③電力施設の災害と復旧見込み等の周知を行うこと。 </td> </tr> </table>	北海道電力 帯広支店	①電力施設等の防災管理を行うこと。 ②災害時における電力の円滑なる供給を行うこと。 ③電力施設の災害と復旧見込み等の周知を行うこと。	<p>(略)</p> <p>2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>(6) 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1111 339 1939 475"> <tr> <td data-bbox="1111 355 1234 475">北海道電力 ネットワーク ク(株)帯広 支店</td> <td data-bbox="1234 339 1939 475"> ①電力施設等の防災管理を行うこと。 ②災害時における電力の円滑なる供給を行うこと。 ③電力施設の災害と復旧見込み等の周知を行うこと。 </td> </tr> </table>	北海道電力 ネットワーク ク(株)帯広 支店	①電力施設等の防災管理を行うこと。 ②災害時における電力の円滑なる供給を行うこと。 ③電力施設の災害と復旧見込み等の周知を行うこと。	分社化による修正		
北海道電力 帯広支店	①電力施設等の防災管理を行うこと。 ②災害時における電力の円滑なる供給を行うこと。 ③電力施設の災害と復旧見込み等の周知を行うこと。								
北海道電力 ネットワーク ク(株)帯広 支店	①電力施設等の防災管理を行うこと。 ②災害時における電力の円滑なる供給を行うこと。 ③電力施設の災害と復旧見込み等の周知を行うこと。								
16-1	<p>第7節 地震の想定 第7節 地震の想定</p> <p>帯広市において地震発生により被害が現況で想定されるものとしては、地表の地殻が日本列島の沈み込みに伴って発生する地震群であり、大部分は海溝周辺で発生するプレート型地震が考えられる。過去の代表的な地震発生の事例として、1952年の十勝沖地震(M8.2)、1993年(平成5年)の釧路沖地震(M7.8)及び2003年(平成15年)の十勝沖地震(M8.0)が大きな被害を及ぼしている。このことから帯広市では、従来から被害想定の対象となる大規模地震の発生形態はプレート型地震を中心として考えてきた。</p> <p>しかし、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災は、浅い活断層が地殻のひずみに耐えられなくなって動いたのが原因とされる直下型地震であり、甚大な被害を及ぼした。</p> <p>十勝においても十勝平野断層帯があり、これは主部と光地園断層からなり、主部は、足寄町から幕別町忠類に至る、長さ84kmの断層帯で、断層の東側が相対的に隆起する逆断層であるといわれている。この断層の長期評価は、平成17年4月に地震調査研究推進本部地震調査委員会から発表された。その評価によると、断層の平均活動間隔は、直接的データがないため、経験則から求めた1万7千～2万2千年程度とされており、過去の活動が十分に明らかでなく、通常と異なる手法により地震発生の長期確率を求めている。今後30年以内の発生確率は、0.1～0.2%とされているが、その信頼性は低いとされている。</p> <p>そのため、本計画を作成する前提条件として、次のとおり直下型地震を想定するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="203 1091 1077 1182"> <tr> <td>前提条件</td> <td>内 容</td> </tr> <tr> <td>地震の規模</td> <td>阪神・淡路大震災と同程度(マグニチュード7.2 震度7)</td> </tr> <tr> <td>震源地</td> <td>市外地東部</td> </tr> </table>	前提条件	内 容	地震の規模	阪神・淡路大震災と同程度(マグニチュード7.2 震度7)	震源地	市外地東部	<p>第7節 地震の想定 第7節 被害想定</p> <p>1 現況</p> <p>帯広市において地震発生により被害が現況で想定されるものとしては、地表の地殻が日本列島の沈み込みに伴って発生する地震群であり、大部分は海溝周辺で発生するプレート型地震が考えられる。過去の代表的な地震発生の事例として、1952年(昭和27年)の十勝沖地震(M8.2)、1993年(平成5年)の釧路沖地震(M7.8)及び2003年(平成15年)の十勝沖地震(M8.0)が大きな被害を及ぼしている。このことから帯広市では、従来から被害想定の対象となる大規模地震の発生形態はプレート型地震を中心として考えてきた。</p> <p>しかし、1995年(平成7年)1月に発生した阪神・淡路大震災は、浅い活断層が地殻のひずみに耐えられなくなって動いたことが原因とされる直下型地震であり、甚大な被害を及ぼした。</p> <p>十勝においても十勝平野断層帯があり、これは主部と光地園断層からなり、主部は、足寄町から幕別町忠類に至る、長さ84kmの断層帯で、断層の東側が相対的に隆起する逆断層であるといわれている。(削除)</p>	被害想定の見直しによる修正
前提条件	内 容								
地震の規模	阪神・淡路大震災と同程度(マグニチュード7.2 震度7)								
震源地	市外地東部								

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和元年2月)	修 正 (令和3年3月)	備 考																																																								
16-1	(新設)	<p>2 帯広市の被害想定</p> <p>北海道では、「想定地震見直しに係る検討報告書（平成23年3月）」で設定した31地震193断層モデルで概略計算を行い、その結果を基に、詳細な被害想定を行う地震として24地震54断層モデルを選定している。平成24年度からは、これらのモデルを対象とした地震動の被害想定調査を行っており、道内全市町村ごとに各モデルの被害想定を公表している。</p> <p><u>北海道の被害想定のための対象地震（24地震54断層モデル）</u></p> <table border="1" data-bbox="1126 395 1982 683"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象地震</th> <th colspan="2">対象地震</th> </tr> <tr> <th>地震名</th> <th>断層モデル</th> <th>地震名</th> <th>断層モデル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標津断層帯</td> <td>30_1、45_5</td> <td>十勝平野断層帯主部</td> <td>45_2、45_5、30_3</td> </tr> <tr> <td>富良野断層帯西部</td> <td>45_3、30_2、30_5</td> <td>増毛山地東縁断層帯</td> <td>30_2、45_1、45_2、45_3、45_4、45_5</td> </tr> <tr> <td>沼田一砂川付近の断層帯</td> <td>45_1、45_2、45_3、45_4、30_3、30_4</td> <td>当別断層帯</td> <td>30_2、30_5</td> </tr> <tr> <td>石狩低地東縁断層帯主部（北） （深さ7km）</td> <td>45_1、30_1、30_5</td> <td>石狩低地東縁断層帯主部 （北）（深さ3km）</td> <td>45_2、45_3、45_5、30_2</td> </tr> <tr> <td>石狩低地東縁断層帯主部（南） （深さ3km）</td> <td>45_2、45_5</td> <td>石狩低地東縁断層帯南部 （深さ7km）</td> <td>30_5</td> </tr> <tr> <td>石狩低地東縁断層帯南部（深さ3km）</td> <td>30_2、30_3、30_5</td> <td>黒松内低地断層帯</td> <td>45_3、45_4、30_5</td> </tr> <tr> <td>函館平野西縁断層帯</td> <td>45_2、45_3</td> <td>サロベツ断層帯（断層延長）</td> <td>30_2、30_3、30_5</td> </tr> <tr> <td>西札幌背斜に関連する断層</td> <td>—</td> <td>月寒背斜に関連する断層</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>野幌丘陵断層帯の地震</td> <td>45_1</td> <td>根室沖・釧路沖の地震</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>十勝沖の地震</td> <td>—</td> <td>三陸沖北部の地震</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>北海道北西沖の地震</td> <td>No.2、No.5</td> <td>北海道南西沖の地震</td> <td>No.2</td> </tr> <tr> <td>北海道留萌沖（走向N193° E）の地震</td> <td>No.1</td> <td>北海道留萌沖（走向N225° E）の地震</td> <td>No.2</td> </tr> </tbody> </table>	対象地震		対象地震		地震名	断層モデル	地震名	断層モデル	標津断層帯	30_1、45_5	十勝平野断層帯主部	45_2、45_5、30_3	富良野断層帯西部	45_3、30_2、30_5	増毛山地東縁断層帯	30_2、45_1、45_2、45_3、45_4、45_5	沼田一砂川付近の断層帯	45_1、45_2、45_3、45_4、30_3、30_4	当別断層帯	30_2、30_5	石狩低地東縁断層帯主部（北） （深さ7km）	45_1、30_1、30_5	石狩低地東縁断層帯主部 （北）（深さ3km）	45_2、45_3、45_5、30_2	石狩低地東縁断層帯主部（南） （深さ3km）	45_2、45_5	石狩低地東縁断層帯南部 （深さ7km）	30_5	石狩低地東縁断層帯南部（深さ3km）	30_2、30_3、30_5	黒松内低地断層帯	45_3、45_4、30_5	函館平野西縁断層帯	45_2、45_3	サロベツ断層帯（断層延長）	30_2、30_3、30_5	西札幌背斜に関連する断層	—	月寒背斜に関連する断層	—	野幌丘陵断層帯の地震	45_1	根室沖・釧路沖の地震	—	十勝沖の地震	—	三陸沖北部の地震	—	北海道北西沖の地震	No.2、No.5	北海道南西沖の地震	No.2	北海道留萌沖（走向N193° E）の地震	No.1	北海道留萌沖（走向N225° E）の地震	No.2	
対象地震		対象地震																																																									
地震名	断層モデル	地震名	断層モデル																																																								
標津断層帯	30_1、45_5	十勝平野断層帯主部	45_2、45_5、30_3																																																								
富良野断層帯西部	45_3、30_2、30_5	増毛山地東縁断層帯	30_2、45_1、45_2、45_3、45_4、45_5																																																								
沼田一砂川付近の断層帯	45_1、45_2、45_3、45_4、30_3、30_4	当別断層帯	30_2、30_5																																																								
石狩低地東縁断層帯主部（北） （深さ7km）	45_1、30_1、30_5	石狩低地東縁断層帯主部 （北）（深さ3km）	45_2、45_3、45_5、30_2																																																								
石狩低地東縁断層帯主部（南） （深さ3km）	45_2、45_5	石狩低地東縁断層帯南部 （深さ7km）	30_5																																																								
石狩低地東縁断層帯南部（深さ3km）	30_2、30_3、30_5	黒松内低地断層帯	45_3、45_4、30_5																																																								
函館平野西縁断層帯	45_2、45_3	サロベツ断層帯（断層延長）	30_2、30_3、30_5																																																								
西札幌背斜に関連する断層	—	月寒背斜に関連する断層	—																																																								
野幌丘陵断層帯の地震	45_1	根室沖・釧路沖の地震	—																																																								
十勝沖の地震	—	三陸沖北部の地震	—																																																								
北海道北西沖の地震	No.2、No.5	北海道南西沖の地震	No.2																																																								
北海道留萌沖（走向N193° E）の地震	No.1	北海道留萌沖（走向N225° E）の地震	No.2																																																								
16-2		<p><u>北海道の被害想定の対象地震</u></p>  <p>平成29年度には、これまで公表してきた太平洋沿岸（十勝、釧路、根室、渡島、胆振、日高）、日本海沿岸（檜山、後志、石狩、留萌）及びオホーツク海沿岸（宗谷、オホーツク）に加え、内陸部（空知、上川）の地震被害想定調査の結果をとりまとめるとともに、これまで公表してきた地域においても、振興局単位を越える計算結果の整理を行うなど、数値の精査を行った上で、全道版の結果としてとりまとめて公表している。</p>																																																									

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和元年2月)	修 正 (令和3年3月)	備 考																																																																																																																																																							
16-3	(新設)	<p>帯広市は、北海道が公表した被害想定のうち、被害が最も大きい「十勝平野断層帯主部（モデル45_2）」を震源とする地震が「冬の夕方（夕方18時）」に発生したパターンを被害想定とする。なお、北海道の被害想定結果の詳細は次のとおりである。</p> <p>十勝平野断層帯主部（モデル45_2）の地震</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害想定項目</th> <th>小項目</th> <th>(冬の早朝)</th> <th>(夏の昼間)</th> <th>(冬の夕方)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)地震動</td> <td>地表における震度(評価単位最大)</td> <td>6.5</td> <td>6.5</td> <td>6.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">(2)建物被害</td> <td>揺れによる建物被害</td> <td>揺れによる全壊棟数</td> <td>538棟</td> <td>210棟</td> <td>538棟</td> </tr> <tr> <td></td> <td>揺れによる半壊棟数</td> <td>2,818棟</td> <td>998棟</td> <td>2,818棟</td> </tr> <tr> <td>液状化による建物被害</td> <td>液状化による全壊棟数</td> <td>5棟</td> <td>5棟</td> <td>5棟</td> </tr> <tr> <td></td> <td>液状化による半壊棟数</td> <td>8棟</td> <td>8棟</td> <td>8棟</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊による建物被害</td> <td>急傾斜地崩壊による全壊棟数</td> <td>1棟未満</td> <td>1棟未満</td> <td>1棟未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>急傾斜地崩壊による半壊棟数</td> <td>1棟未満</td> <td>1棟未満</td> <td>1棟未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>全壊棟数</td> <td>541棟</td> <td>215棟</td> <td>541棟</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>半壊棟数</td> <td>2,826棟</td> <td>1,005棟</td> <td>2,826棟</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(3)火災被害</td> <td></td> <td>全出火件数</td> <td>4件</td> <td>1件未満</td> <td>34件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>炎上出火件数</td> <td>2件</td> <td>1件未満</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>焼失棟数</td> <td>12棟</td> <td>1棟</td> <td>117棟</td> </tr> <tr> <td rowspan="11">(4)人的被害</td> <td rowspan="3">揺れによる人的被害</td> <td>揺れによる死者数</td> <td>9人</td> <td>1人</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td>揺れによる重傷者数</td> <td>55人</td> <td>15人</td> <td>38人</td> </tr> <tr> <td>揺れによる軽傷者数</td> <td>497人</td> <td>139人</td> <td>349人</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">急傾斜地崩壊による人的被害</td> <td>急傾斜地崩壊による死者数</td> <td>1人未満</td> <td>1人未満</td> <td>1人未満</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊による重傷者数</td> <td>1人未満</td> <td>1人未満</td> <td>1人未満</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊による軽傷者数</td> <td>1人未満</td> <td>1人未満</td> <td>1人未満</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">火災被害による人的被害</td> <td>火災による死者数</td> <td>1人未満</td> <td>1人未満</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>火災による重傷者数</td> <td>1人未満</td> <td>1人未満</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>火災による軽傷者数</td> <td>1人未満</td> <td>1人未満</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">計</td> <td>死者数</td> <td>10人</td> <td>1人</td> <td>9人</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>55人</td> <td>15人</td> <td>40人</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>498人</td> <td>139人</td> <td>353人</td> </tr> <tr> <td>避難者数</td> <td>避難所生活者数</td> <td>19,361人</td> <td>17,878人</td> <td>19,520人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>避難所外避難者数</td> <td>10,425人</td> <td>9,519人</td> <td>10,511人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>避難者数計</td> <td>29,786人</td> <td>27,397人</td> <td>30,031人</td> </tr> </tbody> </table> <p>気象庁の震度階級と計測震度の関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>震度階級</th> <th>震度4</th> <th>震度5弱</th> <th>震度5強</th> <th>震度6弱</th> <th>震度6強</th> <th>震度7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計測震度</td> <td>3.5～4.4</td> <td>4.5～4.9</td> <td>5.0～5.4</td> <td>5.5～5.9</td> <td>6.0～6.4</td> <td>6.5～</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「計測震度」とは、地震動の強さを表す指標</p>	被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	(1)地震動	地表における震度(評価単位最大)	6.5	6.5	6.5	(2)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	538棟	210棟	538棟		揺れによる半壊棟数	2,818棟	998棟	2,818棟	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	5棟	5棟	5棟		液状化による半壊棟数	8棟	8棟	8棟	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満		急傾斜地崩壊による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満		計	全壊棟数	541棟	215棟	541棟			半壊棟数	2,826棟	1,005棟	2,826棟	(3)火災被害		全出火件数	4件	1件未満	34件		炎上出火件数	2件	1件未満	10件		焼失棟数	12棟	1棟	117棟	(4)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	9人	1人	6人	揺れによる重傷者数	55人	15人	38人	揺れによる軽傷者数	497人	139人	349人	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	1人未満	1人未満	1人未満	急傾斜地崩壊による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満	急傾斜地崩壊による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	3人	火災による重傷者数	1人未満	1人未満	2人	火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	4人	計	死者数	10人	1人	9人	重傷者数	55人	15人	40人	軽傷者数	498人	139人	353人	避難者数	避難所生活者数	19,361人	17,878人	19,520人		避難所外避難者数	10,425人	9,519人	10,511人		避難者数計	29,786人	27,397人	30,031人	震度階級	震度4	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7	計測震度	3.5～4.4	4.5～4.9	5.0～5.4	5.5～5.9	6.0～6.4	6.5～	
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)																																																																																																																																																						
(1)地震動	地表における震度(評価単位最大)	6.5	6.5	6.5																																																																																																																																																						
(2)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	538棟	210棟	538棟																																																																																																																																																					
		揺れによる半壊棟数	2,818棟	998棟	2,818棟																																																																																																																																																					
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	5棟	5棟	5棟																																																																																																																																																					
		液状化による半壊棟数	8棟	8棟	8棟																																																																																																																																																					
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満																																																																																																																																																					
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満																																																																																																																																																					
	計	全壊棟数	541棟	215棟	541棟																																																																																																																																																					
		半壊棟数	2,826棟	1,005棟	2,826棟																																																																																																																																																					
(3)火災被害		全出火件数	4件	1件未満	34件																																																																																																																																																					
		炎上出火件数	2件	1件未満	10件																																																																																																																																																					
		焼失棟数	12棟	1棟	117棟																																																																																																																																																					
(4)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	9人	1人	6人																																																																																																																																																					
		揺れによる重傷者数	55人	15人	38人																																																																																																																																																					
		揺れによる軽傷者数	497人	139人	349人																																																																																																																																																					
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	1人未満	1人未満	1人未満																																																																																																																																																					
		急傾斜地崩壊による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満																																																																																																																																																					
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満																																																																																																																																																					
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	3人																																																																																																																																																					
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	2人																																																																																																																																																					
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	4人																																																																																																																																																					
	計	死者数	10人	1人	9人																																																																																																																																																					
		重傷者数	55人	15人	40人																																																																																																																																																					
軽傷者数		498人	139人	353人																																																																																																																																																						
避難者数		避難所生活者数	19,361人	17,878人	19,520人																																																																																																																																																					
	避難所外避難者数	10,425人	9,519人	10,511人																																																																																																																																																						
	避難者数計	29,786人	27,397人	30,031人																																																																																																																																																						
震度階級	震度4	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7																																																																																																																																																				
計測震度	3.5～4.4	4.5～4.9	5.0～5.4	5.5～5.9	6.0～6.4	6.5～																																																																																																																																																				

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和元年2月)	修 正 (令和3年3月)	備 考
	<p>2 相互応援体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災関係機関は、あらかじめ、道、市、その他防災関係機関との連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>2 相互応援体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災関係機関は、あらかじめ、道、市、その他防災関係機関との連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p><u>(3) 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との協定締結も考慮するものとする。</u></p>	
33	<p>第8節 避難体制整備計画</p> <p>(略)</p> <p>3 避難場所・避難所等の住民への周知</p> <p>(2) 避難のための知識の普及</p> <p>ウ 避難後の心得</p> <p>集団生活、避難先の登録など</p> <p><u>(新規)</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>第8節 避難体制整備計画</p> <p>(略)</p> <p>3 避難場所・避難所等の住民への周知</p> <p>(2) 避難のための知識の普及</p> <p>ウ 避難後の心得</p> <p>集団生活、避難先の登録など</p> <p><u>(3) 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民等への周知</u></p> <p><u>市は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p>	道の修正に伴う修正
45	<p>第12節 建築物等災害予防計画</p> <p>1 建築物の防災対策</p> <p>(3) 既存建築物の耐震化の促進</p> <p>市は、現行の建築基準法に規定される耐震性能を有さない既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、<u>パンフレット</u></p> <p><u>を活用して耐震改修の必要性等について普及啓発を図るほか、建築関係団体と連携して、住民の問い合わせに応じられる体制を整備するものとする。</u></p> <p>また、市は建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき指導、助言等を行うものとする。</p> <p>(4) ブロック塀等の倒壊防止</p> <p>市は地震によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、<u>市街地で主要道路に面する既存ブロック塀等</u>については点検、補強の指導を行うとともに、新規に施工、設置する場合には、施工、設置基準の遵守をさせるなど、安全性の確保について指導を徹底する。</p>	<p>第12節 建築物等災害予防計画</p> <p>1 建築物の防災対策</p> <p>(3) 既存建築物の耐震化の促進</p> <p>市は、現行の建築基準法に規定される耐震性が不十分な既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、<u>耐震改修促進計画に基づき、耐震診断・改修に要する費用負担の軽減を図る所有者支援や相談体制の充実などの環境整備を図るものとする。また、住民にとって理解しやすく、身近で詳細な情報となる地震防災マップの作成のほか、セミナー等の開催、パンフレット、インターネット</u>を活用して耐震改修の必要性等について普及啓発を図るほか、建築関係団体と連携して、住民の問い合わせに応じられる体制を整備するものとする。</p> <p>また、市は建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき指導、助言等を行うものとする。</p> <p>(4) ブロック塀等の倒壊防止</p> <p>市は地震によるブロック塀等の倒壊を防止するため、<u>既存ブロック塀等については、パトロール等を通じて点検、補強の指導を行うとともに、新規に施工、設置する場合には、施工、設置基準を厳守させるなど、安全性の確保について指導する。</u></p>	道の修正に伴う修正

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和元年2月)	修 正 (令和3年3月)	備 考																																																																																																																																																														
63	<p>第3章 地震応急対策計画 第1節 応急活動体制 3 帯広市災害対策本部 別表2</p> <p style="text-align: center;">部班の編成内容</p> <table border="1" data-bbox="219 352 1048 1477"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>部 長</th> <th>班 名</th> <th>班 長</th> <th>班に属する課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">総務部</td> <td rowspan="5">総務部長</td> <td>総務班</td> <td>危機対策課長</td> <td>危機対策課 消防課 総務課</td> </tr> <tr> <td>職員班</td> <td>人事課長</td> <td>人事課</td> </tr> <tr> <td>管財班</td> <td>契約管財課長</td> <td>契約管財課 ICT推進課</td> </tr> <tr> <td>避難誘導第2班</td> <td>戸籍住民課長</td> <td>戸籍住民課</td> </tr> <tr> <td>避難誘導第3班</td> <td>川西支所長 大正支所長</td> <td>川西支所 大正支所</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">政策推進部</td> <td rowspan="6">政策推進部長</td> <td>広報第1班</td> <td>広報広聴課長</td> <td>広報広聴課</td> </tr> <tr> <td>広報第2班</td> <td>企画課長</td> <td>企画課</td> </tr> <tr> <td>財政班</td> <td>財政課長</td> <td>財政課</td> </tr> <tr> <td>秘書班</td> <td>秘書課長</td> <td>秘書課</td> </tr> <tr> <td>家屋調査第1班</td> <td>資産税課長</td> <td>資産税課</td> </tr> <tr> <td>輸送班</td> <td>収納課長</td> <td>収納課 市民税課</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">市民福祉部</td> <td rowspan="5">市民福祉部長</td> <td>広報第3班</td> <td>市民活動課長</td> <td>市民活動課</td> </tr> <tr> <td>避難誘導第1班</td> <td>国保課長</td> <td>国保課</td> </tr> <tr> <td>第1救護班</td> <td>地域福祉課長</td> <td>地域福祉課 障害福祉課 介護高齢福祉課</td> </tr> <tr> <td>第2救護班</td> <td>生活支援第1課長</td> <td>生活支援第1課 生活支援第2課</td> </tr> <tr> <td>第3救護班</td> <td>こども課長</td> <td>こども課 保育所 子育て支援課</td> </tr> <tr> <td>保健班</td> <td>健康推進課長</td> <td>健康推進課</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">経済部</td> <td rowspan="2">経済部長</td> <td>商工班</td> <td>経済企画課長</td> <td>経済企画課 商業労働課 観光交流課</td> </tr> <tr> <td>空港班</td> <td>空港事務所副所長</td> <td>空港事務所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農政部</td> <td rowspan="2">農政部長</td> <td>農政班</td> <td>農村振興課長</td> <td>農村振興課 農政課</td> </tr> <tr> <td>農政支援課</td> <td>農地課長</td> <td>農業委員会農地課 ばんえい振興課</td> </tr> </tbody> </table>	部名	部 長	班 名	班 長	班に属する課	総務部	総務部長	総務班	危機対策課長	危機対策課 消防課 総務課	職員班	人事課長	人事課	管財班	契約管財課長	契約管財課 ICT推進課	避難誘導第2班	戸籍住民課長	戸籍住民課	避難誘導第3班	川西支所長 大正支所長	川西支所 大正支所	政策推進部	政策推進部長	広報第1班	広報広聴課長	広報広聴課	広報第2班	企画課長	企画課	財政班	財政課長	財政課	秘書班	秘書課長	秘書課	家屋調査第1班	資産税課長	資産税課	輸送班	収納課長	収納課 市民税課	市民福祉部	市民福祉部長	広報第3班	市民活動課長	市民活動課	避難誘導第1班	国保課長	国保課	第1救護班	地域福祉課長	地域福祉課 障害福祉課 介護高齢福祉課	第2救護班	生活支援第1課長	生活支援第1課 生活支援第2課	第3救護班	こども課長	こども課 保育所 子育て支援課	保健班	健康推進課長	健康推進課	経済部	経済部長	商工班	経済企画課長	経済企画課 商業労働課 観光交流課	空港班	空港事務所副所長	空港事務所	農政部	農政部長	農政班	農村振興課長	農村振興課 農政課	農政支援課	農地課長	農業委員会農地課 ばんえい振興課	<p>第3章 地震応急対策計画 第1節 応急活動体制 3 帯広市災害対策本部 別表2</p> <p style="text-align: center;">部班の編成内容</p> <table border="1" data-bbox="1115 360 1966 1477"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>部 長</th> <th>班 名</th> <th>班 長</th> <th>班に属する課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">総務部</td> <td rowspan="6">総務部長</td> <td>総務班</td> <td>危機対策課長</td> <td>危機対策課 消防課 総務課</td> </tr> <tr> <td>職員班</td> <td>人事課長</td> <td>人事課</td> </tr> <tr> <td>管財班</td> <td>契約管財課長</td> <td>契約管財課 ICT推進課</td> </tr> <tr> <td>避難誘導第2班</td> <td>戸籍住民課長</td> <td>戸籍住民課</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">避難誘導第3班</td> <td>川西支所長</td> <td>川西支所</td> </tr> <tr> <td>大正支所長</td> <td>大正支所</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">政策推進部</td> <td rowspan="6">政策推進部長</td> <td>広報第1班</td> <td>広報広聴課長</td> <td>広報広聴課</td> </tr> <tr> <td>広報第2班</td> <td>企画課長</td> <td>企画課</td> </tr> <tr> <td>財政班</td> <td>財政課長</td> <td>財政課</td> </tr> <tr> <td>秘書班</td> <td>秘書課長</td> <td>秘書課</td> </tr> <tr> <td>家屋調査第1班</td> <td>資産税課長</td> <td>資産税課</td> </tr> <tr> <td>輸送班</td> <td>収納課長</td> <td>収納課 市民税課</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">市民福祉部</td> <td rowspan="5">市民福祉部長</td> <td>広報第3班</td> <td>市民活動課長</td> <td>市民活動課</td> </tr> <tr> <td>避難誘導第1班</td> <td>国保課長</td> <td>国保課</td> </tr> <tr> <td>第1救護班</td> <td>地域福祉課長</td> <td>地域福祉課 障害福祉課 介護高齢福祉課</td> </tr> <tr> <td>第2救護班</td> <td>生活支援第1課長</td> <td>生活支援第1課 生活支援第2課</td> </tr> <tr> <td>第3救護班</td> <td>こども課長</td> <td>こども課 保育所 子育て支援課</td> </tr> <tr> <td>保健班</td> <td>健康推進課長</td> <td>健康推進課</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">経済部</td> <td rowspan="2">経済部長</td> <td>商工班</td> <td>経済企画課長</td> <td>経済企画課 商業労働課 観光交流課</td> </tr> <tr> <td>空港班</td> <td>観光交流課長</td> <td>観光交流課</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農政部</td> <td rowspan="2">農政部長</td> <td>農政班</td> <td>農村振興課長</td> <td>農村振興課 農政課</td> </tr> <tr> <td>農政支援課</td> <td>農地課長</td> <td>農業委員会農地課 ばんえい振興課</td> </tr> </tbody> </table>	部名	部 長	班 名	班 長	班に属する課	総務部	総務部長	総務班	危機対策課長	危機対策課 消防課 総務課	職員班	人事課長	人事課	管財班	契約管財課長	契約管財課 ICT推進課	避難誘導第2班	戸籍住民課長	戸籍住民課	避難誘導第3班	川西支所長	川西支所	大正支所長	大正支所	政策推進部	政策推進部長	広報第1班	広報広聴課長	広報広聴課	広報第2班	企画課長	企画課	財政班	財政課長	財政課	秘書班	秘書課長	秘書課	家屋調査第1班	資産税課長	資産税課	輸送班	収納課長	収納課 市民税課	市民福祉部	市民福祉部長	広報第3班	市民活動課長	市民活動課	避難誘導第1班	国保課長	国保課	第1救護班	地域福祉課長	地域福祉課 障害福祉課 介護高齢福祉課	第2救護班	生活支援第1課長	生活支援第1課 生活支援第2課	第3救護班	こども課長	こども課 保育所 子育て支援課	保健班	健康推進課長	健康推進課	経済部	経済部長	商工班	経済企画課長	経済企画課 商業労働課 観光交流課	空港班	観光交流課長	観光交流課	農政部	農政部長	農政班	農村振興課長	農村振興課 農政課	農政支援課	農地課長	農業委員会農地課 ばんえい振興課	<p>事務分掌の変更 に伴う修正</p>
部名	部 長	班 名	班 長	班に属する課																																																																																																																																																													
総務部	総務部長	総務班	危機対策課長	危機対策課 消防課 総務課																																																																																																																																																													
		職員班	人事課長	人事課																																																																																																																																																													
		管財班	契約管財課長	契約管財課 ICT推進課																																																																																																																																																													
		避難誘導第2班	戸籍住民課長	戸籍住民課																																																																																																																																																													
		避難誘導第3班	川西支所長 大正支所長	川西支所 大正支所																																																																																																																																																													
政策推進部	政策推進部長	広報第1班	広報広聴課長	広報広聴課																																																																																																																																																													
		広報第2班	企画課長	企画課																																																																																																																																																													
		財政班	財政課長	財政課																																																																																																																																																													
		秘書班	秘書課長	秘書課																																																																																																																																																													
		家屋調査第1班	資産税課長	資産税課																																																																																																																																																													
		輸送班	収納課長	収納課 市民税課																																																																																																																																																													
市民福祉部	市民福祉部長	広報第3班	市民活動課長	市民活動課																																																																																																																																																													
		避難誘導第1班	国保課長	国保課																																																																																																																																																													
		第1救護班	地域福祉課長	地域福祉課 障害福祉課 介護高齢福祉課																																																																																																																																																													
		第2救護班	生活支援第1課長	生活支援第1課 生活支援第2課																																																																																																																																																													
		第3救護班	こども課長	こども課 保育所 子育て支援課																																																																																																																																																													
保健班	健康推進課長	健康推進課																																																																																																																																																															
経済部	経済部長	商工班	経済企画課長	経済企画課 商業労働課 観光交流課																																																																																																																																																													
		空港班	空港事務所副所長	空港事務所																																																																																																																																																													
農政部	農政部長	農政班	農村振興課長	農村振興課 農政課																																																																																																																																																													
		農政支援課	農地課長	農業委員会農地課 ばんえい振興課																																																																																																																																																													
部名	部 長	班 名	班 長	班に属する課																																																																																																																																																													
総務部	総務部長	総務班	危機対策課長	危機対策課 消防課 総務課																																																																																																																																																													
		職員班	人事課長	人事課																																																																																																																																																													
		管財班	契約管財課長	契約管財課 ICT推進課																																																																																																																																																													
		避難誘導第2班	戸籍住民課長	戸籍住民課																																																																																																																																																													
		避難誘導第3班	川西支所長	川西支所																																																																																																																																																													
			大正支所長	大正支所																																																																																																																																																													
政策推進部	政策推進部長	広報第1班	広報広聴課長	広報広聴課																																																																																																																																																													
		広報第2班	企画課長	企画課																																																																																																																																																													
		財政班	財政課長	財政課																																																																																																																																																													
		秘書班	秘書課長	秘書課																																																																																																																																																													
		家屋調査第1班	資産税課長	資産税課																																																																																																																																																													
		輸送班	収納課長	収納課 市民税課																																																																																																																																																													
市民福祉部	市民福祉部長	広報第3班	市民活動課長	市民活動課																																																																																																																																																													
		避難誘導第1班	国保課長	国保課																																																																																																																																																													
		第1救護班	地域福祉課長	地域福祉課 障害福祉課 介護高齢福祉課																																																																																																																																																													
		第2救護班	生活支援第1課長	生活支援第1課 生活支援第2課																																																																																																																																																													
		第3救護班	こども課長	こども課 保育所 子育て支援課																																																																																																																																																													
保健班	健康推進課長	健康推進課																																																																																																																																																															
経済部	経済部長	商工班	経済企画課長	経済企画課 商業労働課 観光交流課																																																																																																																																																													
		空港班	観光交流課長	観光交流課																																																																																																																																																													
農政部	農政部長	農政班	農村振興課長	農村振興課 農政課																																																																																																																																																													
		農政支援課	農地課長	農業委員会農地課 ばんえい振興課																																																																																																																																																													

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和元年2月)	修 正 (令和3年3月)	備 考																								
	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>別表3</p> <p style="text-align: center;">各部班の所掌事務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">部名</th> <th style="width: 15%;">班 名</th> <th style="width: 75%;">所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">総務部</td> <td style="text-align: center;">総 務 班</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災会議及び防災関係機関との連絡調整に関する事。 2 災害対策本部の庶務及び各部との連絡調整に関する事。 3 本部会議及び本部情報連絡室に関する事。 4 気象予報（注意報を含む。）、警報及び情報等の収集、伝達に関する事。 5 災害状況の取りまとめに関する事。 6 国・道に対する要請及び報告に関する事。 7 自衛隊の派遣要請依頼に関する事。 8 災害時の車両（作業用を除く。）の確保及び配車に関する事。 9 被災地応急物資及び本部職員等の輸送に関する事。 10 災害日誌及び災害記録に関する事。 11 通信連絡機能の確保に関する事。 12 備蓄食料及び資機材等の管理に関する事。 13 他の部及び部内他班の主管に属さないこと。 14 消防機関との連絡調整に関する事。 15 災害時における交通事故防止対策に関する事。 16 交通対策に伴う関係機関等との連絡調整に関する事。 17 その他特命事項に関する事。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">職 員 班</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害復旧・警戒に携わる職員の衣服・食料及び寝具の調達供給に関する事。 2 労務供給対策に関する事。 3 支援活動団体等の配備調整に関する事。 4 災害対策従事者の公務災害補償に関する事。 5 部内各班の協力に関する事。 6 その他特命事項に関する事。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">管 財 班</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 市有財産の被害調査及び応急対策に関する事。 2 市有財産（教育施設を除く。）の応急利用に関する事。 3 災害応急物品等の手配、調達に関する事。 4 部内各班の協力に関する事。 5 その他特命事項に関する事。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">避難誘導第2班</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 被災地域住民の避難誘導に関する事。 2 避難所の開設及び初期の管理、運営に関する事。 3 その他特命事項に関する事。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">避難誘導第3班</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 川西・大正地区の住民の避難誘導に関する事。 </td> </tr> </tbody> </table>	部名	班 名	所 掌 事 務	総務部	総 務 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災会議及び防災関係機関との連絡調整に関する事。 2 災害対策本部の庶務及び各部との連絡調整に関する事。 3 本部会議及び本部情報連絡室に関する事。 4 気象予報（注意報を含む。）、警報及び情報等の収集、伝達に関する事。 5 災害状況の取りまとめに関する事。 6 国・道に対する要請及び報告に関する事。 7 自衛隊の派遣要請依頼に関する事。 8 災害時の車両（作業用を除く。）の確保及び配車に関する事。 9 被災地応急物資及び本部職員等の輸送に関する事。 10 災害日誌及び災害記録に関する事。 11 通信連絡機能の確保に関する事。 12 備蓄食料及び資機材等の管理に関する事。 13 他の部及び部内他班の主管に属さないこと。 14 消防機関との連絡調整に関する事。 15 災害時における交通事故防止対策に関する事。 16 交通対策に伴う関係機関等との連絡調整に関する事。 17 その他特命事項に関する事。 	職 員 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害復旧・警戒に携わる職員の衣服・食料及び寝具の調達供給に関する事。 2 労務供給対策に関する事。 3 支援活動団体等の配備調整に関する事。 4 災害対策従事者の公務災害補償に関する事。 5 部内各班の協力に関する事。 6 その他特命事項に関する事。 	管 財 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 市有財産の被害調査及び応急対策に関する事。 2 市有財産（教育施設を除く。）の応急利用に関する事。 3 災害応急物品等の手配、調達に関する事。 4 部内各班の協力に関する事。 5 その他特命事項に関する事。 	避難誘導第2班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地域住民の避難誘導に関する事。 2 避難所の開設及び初期の管理、運営に関する事。 3 その他特命事項に関する事。 	避難誘導第3班	<ol style="list-style-type: none"> 1 川西・大正地区の住民の避難誘導に関する事。 	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>別表3</p> <p style="text-align: center;">各部班の所掌事務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">部名</th> <th style="width: 15%;">班 名</th> <th style="width: 75%;">所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">総務部</td> <td style="text-align: center;">総 務 班</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災会議及び防災関係機関との連絡調整に関する事。 2 災害対策本部の庶務及び各部との連絡調整に関する事。 3 本部会議及び本部情報連絡室に関する事。 4 気象予報（注意報を含む。）、警報及び情報等の収集、伝達に関する事。 5 災害状況の取りまとめに関する事。 6 国・道に対する要請及び報告に関する事。 7 自衛隊の派遣要請依頼に関する事。 8 災害時の車両（作業用を除く。）の確保及び配車に関する事。 9 被災地応急物資及び本部職員等の輸送に関する事。 10 災害日誌及び災害記録に関する事。 11 通信連絡機能の確保に関する事。 12 備蓄食料及び資機材等の管理に関する事。 13 他の部及び部内他班の主管に属さないこと。 14 消防機関との連絡調整に関する事。 15 災害時における交通事故防止対策に関する事。 16 交通対策に伴う関係機関等との連絡調整に関する事。 17 その他特命事項に関する事。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">職 員 班</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害復旧・警戒に携わる職員の衣服・食料及び寝具の調達供給に関する事。 2 労務供給対策に関する事。 3 支援活動団体等の配備調整に関する事。 4 災害対策従事者の公務災害補償に関する事。 5 部内各班の協力に関する事。 6 <u>避難所の開設及び管理、運営に関する事。</u> 7 その他特命事項に関する事。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">管 財 班</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 市有財産の被害調査及び応急対策に関する事。 2 市有財産（教育施設を除く。）の応急利用に関する事。 3 災害応急物品等の手配、調達に関する事。 4 部内各班の協力に関する事。 5 <u>避難所の開設及び管理、運営に関する事。</u> 6 その他特命事項に関する事。 </td> </tr> </tbody> </table>	部名	班 名	所 掌 事 務	総務部	総 務 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災会議及び防災関係機関との連絡調整に関する事。 2 災害対策本部の庶務及び各部との連絡調整に関する事。 3 本部会議及び本部情報連絡室に関する事。 4 気象予報（注意報を含む。）、警報及び情報等の収集、伝達に関する事。 5 災害状況の取りまとめに関する事。 6 国・道に対する要請及び報告に関する事。 7 自衛隊の派遣要請依頼に関する事。 8 災害時の車両（作業用を除く。）の確保及び配車に関する事。 9 被災地応急物資及び本部職員等の輸送に関する事。 10 災害日誌及び災害記録に関する事。 11 通信連絡機能の確保に関する事。 12 備蓄食料及び資機材等の管理に関する事。 13 他の部及び部内他班の主管に属さないこと。 14 消防機関との連絡調整に関する事。 15 災害時における交通事故防止対策に関する事。 16 交通対策に伴う関係機関等との連絡調整に関する事。 17 その他特命事項に関する事。 	職 員 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害復旧・警戒に携わる職員の衣服・食料及び寝具の調達供給に関する事。 2 労務供給対策に関する事。 3 支援活動団体等の配備調整に関する事。 4 災害対策従事者の公務災害補償に関する事。 5 部内各班の協力に関する事。 6 <u>避難所の開設及び管理、運営に関する事。</u> 7 その他特命事項に関する事。 	管 財 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 市有財産の被害調査及び応急対策に関する事。 2 市有財産（教育施設を除く。）の応急利用に関する事。 3 災害応急物品等の手配、調達に関する事。 4 部内各班の協力に関する事。 5 <u>避難所の開設及び管理、運営に関する事。</u> 6 その他特命事項に関する事。 	<p style="text-align: center;">避難所の開設・運営体制の強化に伴う修正</p>
部名	班 名	所 掌 事 務																									
総務部	総 務 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災会議及び防災関係機関との連絡調整に関する事。 2 災害対策本部の庶務及び各部との連絡調整に関する事。 3 本部会議及び本部情報連絡室に関する事。 4 気象予報（注意報を含む。）、警報及び情報等の収集、伝達に関する事。 5 災害状況の取りまとめに関する事。 6 国・道に対する要請及び報告に関する事。 7 自衛隊の派遣要請依頼に関する事。 8 災害時の車両（作業用を除く。）の確保及び配車に関する事。 9 被災地応急物資及び本部職員等の輸送に関する事。 10 災害日誌及び災害記録に関する事。 11 通信連絡機能の確保に関する事。 12 備蓄食料及び資機材等の管理に関する事。 13 他の部及び部内他班の主管に属さないこと。 14 消防機関との連絡調整に関する事。 15 災害時における交通事故防止対策に関する事。 16 交通対策に伴う関係機関等との連絡調整に関する事。 17 その他特命事項に関する事。 																									
	職 員 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害復旧・警戒に携わる職員の衣服・食料及び寝具の調達供給に関する事。 2 労務供給対策に関する事。 3 支援活動団体等の配備調整に関する事。 4 災害対策従事者の公務災害補償に関する事。 5 部内各班の協力に関する事。 6 その他特命事項に関する事。 																									
	管 財 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 市有財産の被害調査及び応急対策に関する事。 2 市有財産（教育施設を除く。）の応急利用に関する事。 3 災害応急物品等の手配、調達に関する事。 4 部内各班の協力に関する事。 5 その他特命事項に関する事。 																									
	避難誘導第2班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地域住民の避難誘導に関する事。 2 避難所の開設及び初期の管理、運営に関する事。 3 その他特命事項に関する事。 																									
	避難誘導第3班	<ol style="list-style-type: none"> 1 川西・大正地区の住民の避難誘導に関する事。 																									
部名	班 名	所 掌 事 務																									
総務部	総 務 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災会議及び防災関係機関との連絡調整に関する事。 2 災害対策本部の庶務及び各部との連絡調整に関する事。 3 本部会議及び本部情報連絡室に関する事。 4 気象予報（注意報を含む。）、警報及び情報等の収集、伝達に関する事。 5 災害状況の取りまとめに関する事。 6 国・道に対する要請及び報告に関する事。 7 自衛隊の派遣要請依頼に関する事。 8 災害時の車両（作業用を除く。）の確保及び配車に関する事。 9 被災地応急物資及び本部職員等の輸送に関する事。 10 災害日誌及び災害記録に関する事。 11 通信連絡機能の確保に関する事。 12 備蓄食料及び資機材等の管理に関する事。 13 他の部及び部内他班の主管に属さないこと。 14 消防機関との連絡調整に関する事。 15 災害時における交通事故防止対策に関する事。 16 交通対策に伴う関係機関等との連絡調整に関する事。 17 その他特命事項に関する事。 																									
	職 員 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害復旧・警戒に携わる職員の衣服・食料及び寝具の調達供給に関する事。 2 労務供給対策に関する事。 3 支援活動団体等の配備調整に関する事。 4 災害対策従事者の公務災害補償に関する事。 5 部内各班の協力に関する事。 6 <u>避難所の開設及び管理、運営に関する事。</u> 7 その他特命事項に関する事。 																									
	管 財 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 市有財産の被害調査及び応急対策に関する事。 2 市有財産（教育施設を除く。）の応急利用に関する事。 3 災害応急物品等の手配、調達に関する事。 4 部内各班の協力に関する事。 5 <u>避難所の開設及び管理、運営に関する事。</u> 6 その他特命事項に関する事。 																									

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和元年2月)			修 正 (令和3年3月)			備 考																																								
67	政策推進部	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>班 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">広報第1班</td> <td></td> <td>1 災害対策本部が行った発表等の広報活動及び報道機関との連絡調整に関すること。 2 住民に関する警報、避難命令等の周知、広報に関すること。 3 災害報道記事及び災害状況写真等の収集に関すること。 4 その他特命事項に関すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">広報第2班</td> <td>1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関すること。 2 住民に関する警報、避難命令等の周知、広報に関すること。 3 市内の被害現場の写真撮影に関すること。 4 災害見舞者及び視察者の対応、接遇に関すること。 5 国、道、関係機関への災害復旧陳情等の調整に関すること。 6 災害復旧と総合計画の調整に関すること。 7 国、地方公共団体等からの災害視察者に関すること。 8 その他特命事項に関すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">財 政 班</td> <td>1 被災世帯、被災住家の被害状況の調査に関すること。 2 災害対策の予算措置に関すること。 3 災害応急対策及び災害復旧に要する資金計画に関すること。 4 その他特命事項に関すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">秘 書 班</td> <td>1 本部長、副本部長の秘書に関すること。 2 災害見舞者及び視察者の対応、接遇に関すること。 3 その他特命事項に関すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">家屋調査第1班</td> <td>1 被災世帯、被災住家の被害状況の調査に関すること。 2 罹災証明の発行に関すること。 3 その他特命事項に関すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">輸 送 班</td> <td>1 応急物資の輸送支援に関すること。 2 避難所の開設及び管理に関すること。 3 その他特命事項に関すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">広報第3班</td> <td>1 住民に関する警報、避難命令等の周知、広報に関すること。 2 市内の被害現場の写真撮影に関すること。 3 災害に関する相談及び苦情等の処理に関すること。 4 住民組織との連絡及び協力に関すること。 5 市民活動課所管施設の被害調査及び災害対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">避難誘導第1班</td> <td>1 被災地域住民の避難誘導に関すること。 2 避難所の開設及び初期の管理、運営に関すること。 3 その他特命事項に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	部名	班 名	所 掌 事 務	広報第1班		1 災害対策本部が行った発表等の広報活動及び報道機関との連絡調整に関すること。 2 住民に関する警報、避難命令等の周知、広報に関すること。 3 災害報道記事及び災害状況写真等の収集に関すること。 4 その他特命事項に関すること。	広報第2班	1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関すること。 2 住民に関する警報、避難命令等の周知、広報に関すること。 3 市内の被害現場の写真撮影に関すること。 4 災害見舞者及び視察者の対応、接遇に関すること。 5 国、道、関係機関への災害復旧陳情等の調整に関すること。 6 災害復旧と総合計画の調整に関すること。 7 国、地方公共団体等からの災害視察者に関すること。 8 その他特命事項に関すること。	財 政 班	1 被災世帯、被災住家の被害状況の調査に関すること。 2 災害対策の予算措置に関すること。 3 災害応急対策及び災害復旧に要する資金計画に関すること。 4 その他特命事項に関すること。	秘 書 班	1 本部長、副本部長の秘書に関すること。 2 災害見舞者及び視察者の対応、接遇に関すること。 3 その他特命事項に関すること。	家屋調査第1班	1 被災世帯、被災住家の被害状況の調査に関すること。 2 罹災証明の発行に関すること。 3 その他特命事項に関すること。	輸 送 班	1 応急物資の輸送支援に関すること。 2 避難所の開設及び管理に関すること。 3 その他特命事項に関すること。	広報第3班	1 住民に関する警報、避難命令等の周知、広報に関すること。 2 市内の被害現場の写真撮影に関すること。 3 災害に関する相談及び苦情等の処理に関すること。 4 住民組織との連絡及び協力に関すること。 5 市民活動課所管施設の被害調査及び災害対策に関すること。	避難誘導第1班	1 被災地域住民の避難誘導に関すること。 2 避難所の開設及び初期の管理、運営に関すること。 3 その他特命事項に関すること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>班 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総務部</td> <td>避難誘導第2班</td> <td>1 被災地域住民の避難誘導に関すること。 2 避難所の開設及び管理、運営に関すること。 3 その他特命事項に関すること。</td> </tr> <tr> <td>避難誘導第3班</td> <td>1 川西・大正地区の住民の避難誘導に関すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">政策推進部</td> <td>広報第1班</td> <td>1 災害対策本部が行った発表等の広報活動及び報道機関との連絡調整に関すること。 2 住民に関する警報、避難命令等の周知、広報に関すること。 3 災害報道記事及び災害状況写真等の収集に関すること。 4 その他特命事項に関すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">広報第2班</td> <td>1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関すること。 2 住民に関する警報、避難命令等の周知、広報に関すること。 3 市内の被害現場の写真撮影に関すること。 4 災害見舞者及び視察者の対応、接遇に関すること。 5 国、道、関係機関への災害復旧陳情等の調整に関すること。 6 災害復旧と総合計画の調整に関すること。 7 国、地方公共団体等からの災害視察者に関すること。 8 その他特命事項に関すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">財 政 班</td> <td>1 被災世帯、被災住家の被害状況の調査に関すること。 2 災害対策の予算措置に関すること。 3 災害応急対策及び災害復旧に要する資金計画に関すること。 4 避難所の開設及び管理、運営に関すること。 5 その他特命事項に関すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">秘 書 班</td> <td>1 本部長、副本部長の秘書に関すること。 2 災害見舞者及び視察者の対応、接遇に関すること。 3 その他特命事項に関すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">家屋調査第1班</td> <td>1 罹災証明の発行及びこれに伴う建築物等の被害状況の調査に関すること。 2 避難所の開設及び管理、運営に関すること。 3 その他特命事項に関すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">輸 送 班</td> <td>1 応急物資の輸送支援に関すること。 2 避難所の開設及び管理、<u>運営</u>に関すること。 3 その他特命事項に関すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市民福祉部</td> <td>1 住民に関する警報、避難命令等の周知、広報に関すること。 2 市内の被害現場の写真撮影に関すること。 3 災害に関する相談及び苦情等の処理に関すること。 4 住民組織との連絡及び協力に関すること。 5 市民活動課所管施設の被害調査及び災害対策に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	部名	班 名	所 掌 事 務	総務部	避難誘導第2班	1 被災地域住民の避難誘導に関すること。 2 避難所の開設及び管理、運営に関すること。 3 その他特命事項に関すること。	避難誘導第3班	1 川西・大正地区の住民の避難誘導に関すること。	政策推進部	広報第1班	1 災害対策本部が行った発表等の広報活動及び報道機関との連絡調整に関すること。 2 住民に関する警報、避難命令等の周知、広報に関すること。 3 災害報道記事及び災害状況写真等の収集に関すること。 4 その他特命事項に関すること。	広報第2班	1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関すること。 2 住民に関する警報、避難命令等の周知、広報に関すること。 3 市内の被害現場の写真撮影に関すること。 4 災害見舞者及び視察者の対応、接遇に関すること。 5 国、道、関係機関への災害復旧陳情等の調整に関すること。 6 災害復旧と総合計画の調整に関すること。 7 国、地方公共団体等からの災害視察者に関すること。 8 その他特命事項に関すること。	財 政 班	1 被災世帯、被災住家の被害状況の調査に関すること。 2 災害対策の予算措置に関すること。 3 災害応急対策及び災害復旧に要する資金計画に関すること。 4 避難所の開設及び管理、運営に関すること。 5 その他特命事項に関すること。	秘 書 班	1 本部長、副本部長の秘書に関すること。 2 災害見舞者及び視察者の対応、接遇に関すること。 3 その他特命事項に関すること。	家屋調査第1班	1 罹災証明の発行及びこれに伴う建築物等の被害状況の調査に関すること。 2 避難所の開設及び管理、運営に関すること。 3 その他特命事項に関すること。	輸 送 班	1 応急物資の輸送支援に関すること。 2 避難所の開設及び管理、 <u>運営</u> に関すること。 3 その他特命事項に関すること。	市民福祉部	1 住民に関する警報、避難命令等の周知、広報に関すること。 2 市内の被害現場の写真撮影に関すること。 3 災害に関する相談及び苦情等の処理に関すること。 4 住民組織との連絡及び協力に関すること。 5 市民活動課所管施設の被害調査及び災害対策に関すること。	避難所の開設・運営体制の強化に伴う修正
		部名	班 名	所 掌 事 務																																											
		広報第1班		1 災害対策本部が行った発表等の広報活動及び報道機関との連絡調整に関すること。 2 住民に関する警報、避難命令等の周知、広報に関すること。 3 災害報道記事及び災害状況写真等の収集に関すること。 4 その他特命事項に関すること。																																											
			広報第2班	1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関すること。 2 住民に関する警報、避難命令等の周知、広報に関すること。 3 市内の被害現場の写真撮影に関すること。 4 災害見舞者及び視察者の対応、接遇に関すること。 5 国、道、関係機関への災害復旧陳情等の調整に関すること。 6 災害復旧と総合計画の調整に関すること。 7 国、地方公共団体等からの災害視察者に関すること。 8 その他特命事項に関すること。																																											
				財 政 班	1 被災世帯、被災住家の被害状況の調査に関すること。 2 災害対策の予算措置に関すること。 3 災害応急対策及び災害復旧に要する資金計画に関すること。 4 その他特命事項に関すること。																																										
		秘 書 班			1 本部長、副本部長の秘書に関すること。 2 災害見舞者及び視察者の対応、接遇に関すること。 3 その他特命事項に関すること。																																										
					家屋調査第1班	1 被災世帯、被災住家の被害状況の調査に関すること。 2 罹災証明の発行に関すること。 3 その他特命事項に関すること。																																									
						輸 送 班	1 応急物資の輸送支援に関すること。 2 避難所の開設及び管理に関すること。 3 その他特命事項に関すること。																																								
		広報第3班	1 住民に関する警報、避難命令等の周知、広報に関すること。 2 市内の被害現場の写真撮影に関すること。 3 災害に関する相談及び苦情等の処理に関すること。 4 住民組織との連絡及び協力に関すること。 5 市民活動課所管施設の被害調査及び災害対策に関すること。																																												
			避難誘導第1班	1 被災地域住民の避難誘導に関すること。 2 避難所の開設及び初期の管理、運営に関すること。 3 その他特命事項に関すること。																																											
		部名		班 名	所 掌 事 務																																										
		総務部	避難誘導第2班	1 被災地域住民の避難誘導に関すること。 2 避難所の開設及び管理、運営に関すること。 3 その他特命事項に関すること。																																											
避難誘導第3班	1 川西・大正地区の住民の避難誘導に関すること。																																														
政策推進部	広報第1班	1 災害対策本部が行った発表等の広報活動及び報道機関との連絡調整に関すること。 2 住民に関する警報、避難命令等の周知、広報に関すること。 3 災害報道記事及び災害状況写真等の収集に関すること。 4 その他特命事項に関すること。																																													
	広報第2班	1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関すること。 2 住民に関する警報、避難命令等の周知、広報に関すること。 3 市内の被害現場の写真撮影に関すること。 4 災害見舞者及び視察者の対応、接遇に関すること。 5 国、道、関係機関への災害復旧陳情等の調整に関すること。 6 災害復旧と総合計画の調整に関すること。 7 国、地方公共団体等からの災害視察者に関すること。 8 その他特命事項に関すること。																																													
		財 政 班	1 被災世帯、被災住家の被害状況の調査に関すること。 2 災害対策の予算措置に関すること。 3 災害応急対策及び災害復旧に要する資金計画に関すること。 4 避難所の開設及び管理、運営に関すること。 5 その他特命事項に関すること。																																												
			秘 書 班	1 本部長、副本部長の秘書に関すること。 2 災害見舞者及び視察者の対応、接遇に関すること。 3 その他特命事項に関すること。																																											
				家屋調査第1班	1 罹災証明の発行及びこれに伴う建築物等の被害状況の調査に関すること。 2 避難所の開設及び管理、運営に関すること。 3 その他特命事項に関すること。																																										
	輸 送 班	1 応急物資の輸送支援に関すること。 2 避難所の開設及び管理、 <u>運営</u> に関すること。 3 その他特命事項に関すること。																																													
		市民福祉部	1 住民に関する警報、避難命令等の周知、広報に関すること。 2 市内の被害現場の写真撮影に関すること。 3 災害に関する相談及び苦情等の処理に関すること。 4 住民組織との連絡及び協力に関すること。 5 市民活動課所管施設の被害調査及び災害対策に関すること。																																												

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和元年2月)			修 正 (令和3年3月)			備 考		
68	部名	班 名	所 掌 事 務	部名	班 名	所 掌 事 務	避難所の開設・運営体制の強化に伴う修正		
	市民福祉部	第1救護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関する事 2 独居老人、障害者の被害調査に関する事 3 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事 4 障害者等に対する避難誘導等の安全確保に関する事 5 被災者に対する応急生活援護物資の調達及び配布に関する事 6 日赤救助活動との連絡調整に関する事 7 被災者の炊き出しに関する事 8 災害救助法に基づく救助の実施に関する事 9 義援金品等の受付、保管及び配布に関する事 10 被災者に対する各種福祉基金に関する事 11 災害救助費の予算経理に関する事 12 災害ボランティアの受け入れに関する事 13 部内の他班の主管に属さないこと 14 その他特命事項に関する事 	市民福祉部	避難誘導第1班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地域住民の避難誘導に関する事 2 避難所の開設及び管理、運営に関する事 3 その他特命事項に関する事 			
		第2救護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 独居老人、障害者の被害調査及び安全確保に関する事 2 避難者の誘導に関する事 3 避難所の開設及び管理に関する事 (1) 収容者の把握、名簿の作成 (2) 日誌、記録作成 (3) 食料、生活物資の配布等援助業務 (4) 施設の防火、秩序の維持、環境整備 4 行方不明者の捜索に関する事 5 遺体の収容安置に関する事 6 その他特命事項に関する事 		市民福祉部	第1救護班		<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関する事 2 独居老人、障害者の被害調査に関する事 3 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事 4 障害者等に対する避難誘導等の安全確保に関する事 5 被災者に対する応急生活援護物資の調達及び配布に関する事 6 日赤救助活動との連絡調整に関する事 7 被災者の炊き出しに関する事 8 災害救助法に基づく救助の実施に関する事 9 義援金品等の受付、保管及び配布に関する事 10 被災者に対する各種福祉基金に関する事 11 災害救助費の予算経理に関する事 12 災害ボランティアの受け入れに関する事 13 部内の他班の主管に属さないこと 14 その他特命事項に関する事 	
		第3救護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育園、幼稚園児等の避難、誘導等の安全確保、応急救護に関する事 2 公私保育所、幼稚園、児童福祉施設の被害調査及び応急対策の実施に関する事 3 社会福祉施設、託児所、共同保育所等の被害調査及び応急対策に関する事 4 部内の協力に関する事 5 その他特命事項に関する事 			市民福祉部		第2救護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 独居老人、障害者の被害調査及び安全確保に関する事 2 避難者の誘導に関する事 3 避難所の開設及び管理、<u>運営</u>に関する事 4 行方不明者の捜索に関する事 5 遺体の収容安置に関する事 6 その他特命事項に関する事
		保 健 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地の感染症予防及び患者の収容に関する事 2 応急救護所の開設及び管理に関する事 3 被災地及び避難所の保健指導に関する事 4 防疫班の編成及び実施に関する事 5 医療機関、医師等の動員計画の作成及び実施に関する事 6 医療及び助産計画の作成及び実施に関する事 7 救急薬品の供給確保に関する事 8 部内他班の主管に属さないこと 9 その他特命事項に関する事 					市民福祉部	第3救護班
				保 健 班					<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地の感染症予防及び患者の収容に関する事 2 応急救護所の開設及び管理に関する事 3 被災地及び避難所の保健指導に関する事 4 防疫班の編成及び実施に関する事 5 医療機関、医師等の動員計画の作成及び実施に関する事 6 医療及び助産計画の作成及び実施に関する事 7 救急薬品の供給確保に関する事 8 部内他班の主管に属さないこと 9 その他特命事項に関する事

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和元年2月)			修 正 (令和3年3月)			備 考
69	経済部	商工班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関する事 2 商工業関係被害の調査に関する事 3 災害時における商工業関係機関との連絡調整に関する事 4 被災商工業の金融相談及び応急対策に関する事 5 災害時の消費物資の確保及び物価安定対策に関する事 6 部内の他班の主管に属さないこと 7 その他特命事項に関する事 	経済部	商工班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関する事 2 商工業関係被害の調査に関する事 3 災害時における商工業関係機関との連絡調整に関する事 4 被災商工業の金融相談及び応急対策に関する事 5 災害時の消費物資の確保及び物価安定対策に関する事 6 部内の他班の主管に属さないこと 7 <u>避難所の開設及び管理、運営に関する事</u> 8 その他特命事項に関する事 	避難所の開設・運営体制の強化に伴う修正
		空港班	<ol style="list-style-type: none"> 1 航空機災害の対応に関する事 2 災害時の空港対策に関する事 3 その他特命事項に関する事 		空港班	<ol style="list-style-type: none"> 1 航空機災害の対応に関する事 2 災害時の空港対策に関する事 3 その他特命事項に関する事 	
	農政部	農政班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関する事 2 農地、山林及び農畜産林業施設、農林産物、家畜等の被害状況調査並びに応急対策に関する事 3 災害時の農林畜産関係資金の融資に関する事 4 被災地の病害虫の防疫に関する事 5 林野の火災予防に関する事 6 被災地の家畜の感染症予防及び防疫に関する事 7 飼料の確保に関する事 8 災害時における農業関係機関との連絡調整に関する事 9 農村地区の道路、河川、橋梁等の被害調査及び防災措置に関する事 10 営農用水施設及び簡易水道施設の被害調査及び応急対策に関する事 11 農村下水道施設の被害調査及び応急対策に関する事 12 応急給水所の設置及び応急対策に関する事 13 危険水防区域の警戒巡視に関する事 14 道路の通行禁止及び制限の措置の総合調整に関する事 15 部内各班の主管に属さないこと 16 その他特命事項に関する事 	農政部	農政班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関する事 2 農地、山林及び農畜産林業施設、農林産物、家畜等の被害状況調査並びに応急対策に関する事 3 災害時の農林畜産関係資金の融資に関する事 4 被災地の病害虫の防疫に関する事 5 林野の火災予防に関する事 6 被災地の家畜の感染症予防及び防疫に関する事 7 飼料の確保に関する事 8 災害時における農業関係機関との連絡調整に関する事 9 農村地区の道路、河川、橋梁等の被害調査及び防災措置に関する事 10 危険水防区域の警戒巡視に関する事 11 道路の通行禁止及び制限の措置の総合調整に関する事 12 部内各班の主管に属さないこと 13 その他特命事項に関する事 	
		農政支援班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班の協力に関する事 		農政支援班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班の協力に関する事 	
		都市環境部	総務班		<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関する事 2 部内各班の協力に関する事 3 部内の各班の主管に属さないこと 4 その他特命事項に関する事 	都市環境部	
	管理班	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、河川、橋梁及び堤防等の状況、被害調査及び防災措置要請に関する事 2 危険水防区域の警戒巡視に関する事 3 道路の通行禁止区域及び制限の措置の総合調整に関する事 4 その他特命事項に関する事 	管理班	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、河川、橋梁及び堤防等の状況、被害調査及び防災措置要請に関する事 2 危険水防区域の警戒巡視に関する事 3 道路の通行禁止区域及び制限の措置の総合調整に関する事 4 その他特命事項に関する事 			

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和元年2月)			修 正 (令和3年3月)			備 考				
70	部名	班 名	所 掌 事 務	部名	班 名	所 掌 事 務	避難所の開設・運営体制の強化に伴う修正				
都 市 環 境 部		道 路 班	1 道路、河川、橋梁及び堤防等の保護及び応急対策に関すること。 2 市街地の浸水防止対策に関すること。 3 障害物の除去に関すること。 4 応急作業用車両等の確保及び応急資機材の調達、輸送に関すること。 5 治水計画の実施についての連絡調整に関すること。 6 災害復旧工事に関すること。 7 その他特命事項に関すること。	都 市 環 境 部	道 路 班	1 道路、河川、橋梁及び堤防等の保護及び応急対策に関すること。 2 市街地の浸水防止対策に関すること。 3 障害物の除去に関すること。 4 応急作業用車両等の確保及び応急資機材の調達、輸送に関すること。 5 治水計画の実施についての連絡調整に関すること。 6 災害復旧工事に関すること。 7 その他特命事項に関すること。					
		住 宅 班	1 公営住宅の被害調査及び応急対策に関すること。 2 応急仮設住宅の建設に関すること。 3 災害にかかわる住宅の応急処理に関すること。 4 避難所、炊き出し所及び救護所の設営工事に関すること。 5 その他特命事項に関すること。			住 宅 班		1 公営住宅の被害調査及び応急対策に関すること。 2 応急仮設住宅の建設に関すること。 3 災害にかかわる住宅の応急処理に関すること。 4 避難所、炊き出し所及び救護所の設営工事に関すること。 5 その他特命事項に関すること。			
		家屋調査第2班	1 被災家屋（非住家）等の被害状況調査に関すること。 2 その他特命事項に関すること。					家屋調査第2班	1 <u>被災建築物の応急危険度判定に関すること。</u> 2 <u>避難所の開設及び管理、運営に関すること。</u> 3 その他特命事項に関すること。		
		公園緑地班	1 公園、緑地、街路樹の被害調査及び応急対策に関すること。 2 その他特命事項に関すること。						公園緑地班	1 公園、緑地、街路樹の被害調査及び応急対策に関すること。 2 その他特命事項に関すること。	
		環境保全班	1 被災地の環境衛生保持に関すること。 2 災害時の公害防止対策及び緊急措置に関すること。 3 その他特命事項に関すること。							環境保全班	1 被災地の環境衛生保持に関すること。 2 災害時の公害防止対策及び緊急措置に関すること。 3 <u>避難所の開設及び管理、運営に関すること。</u> 4 その他特命事項に関すること。
		清 掃 班	1 災害時の清掃計画の作成及び実施に関すること。 2 被災地の清掃及び廃棄物の処理に関すること。 3 防疫業務の支援に関すること。 4 その他特命事項に関すること。								清 掃 班
上 下 水 道 部	総 務 班	1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関すること。 2 水道施設及び下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 災害情報の受理、収集、報告及び関係機関との連絡調整に関すること。 4 部内他班の主管に属さないこと。 5 その他特命事項に関すること。	総 務 班	1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関すること。 2 水道施設及び下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 災害情報の受理、収集、報告及び関係機関との連絡調整に関すること。 4 部内他班の主管に属さないこと。 5 その他特命事項に関すること。							
		水道施設班 (給水班)		1 機動給水に関すること。 2 応急給水所の設置及び応急給水の周知に関すること。 3 給水機器の確保並びに輸送に関すること。 4 その他特命事項に関すること。	水道施設班 (給水班)	1 機動給水に関すること。 2 応急給水所の設置及び応急給水の周知に関すること。 3 給水機器の確保並びに輸送に関すること。 4 その他特命事項に関すること。					
		水道施設班 (施設修繕班)		1 配水調整に関すること。 2 水源及び配水施設の管理に関すること。 3 水質の保全及び水源河川状況調査に関すること。 4 被災水道施設の応急修理に関すること。 5 応急作業に必要な資機材の確保及び輸送に関すること。 6 その他特命事項に関すること。		水道施設班 (施設修繕班)		1 配水調整に関すること。 2 水源及び配水施設の管理に関すること。 3 水質の保全及び水源河川状況調査に関すること。 4 被災水道施設の応急修理に関すること。 5 応急作業に必要な資機材の確保及び輸送に関すること。 6 その他特命事項に関すること。			

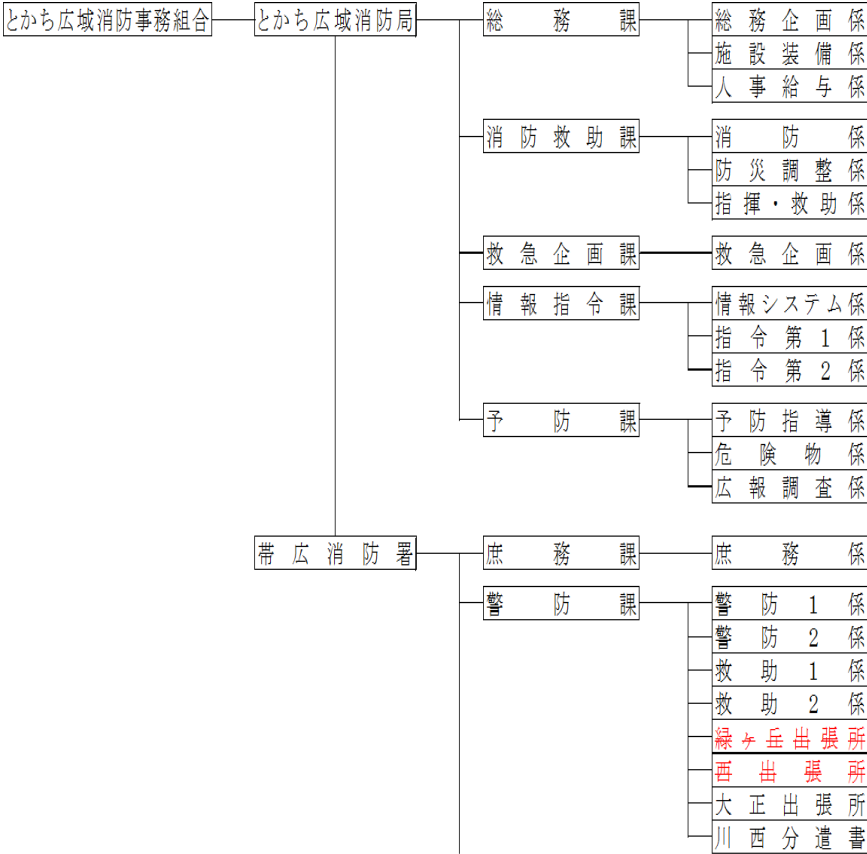
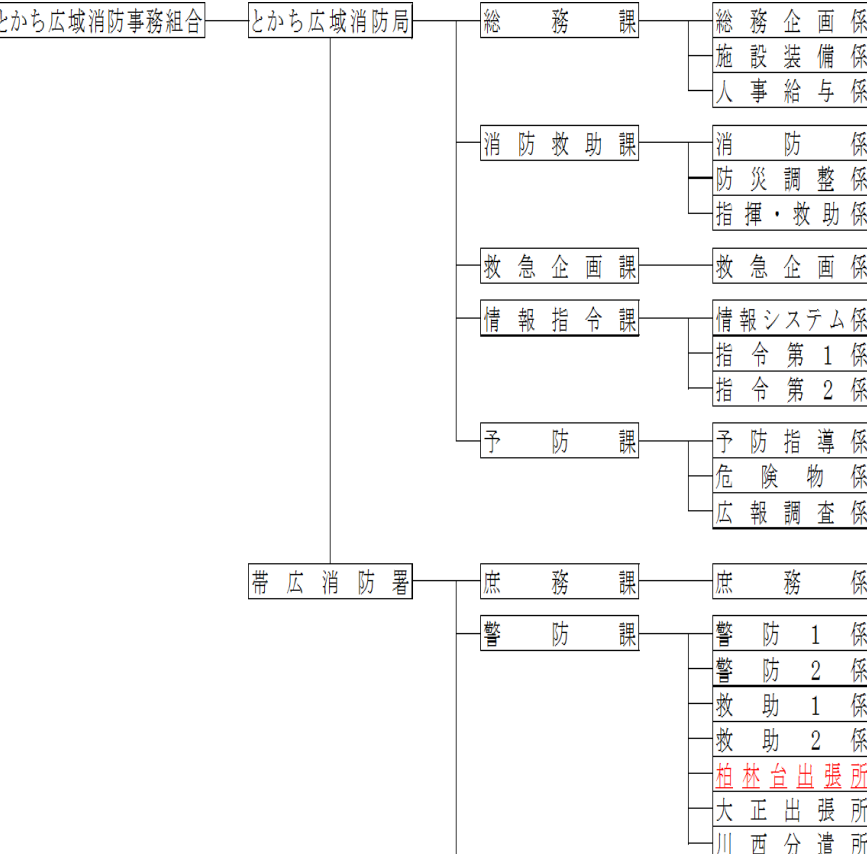
帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和元年2月)			修 正 (令和3年3月)			備 考																																		
71	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>班 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上下水道部</td> <td>下水道施設班</td> <td>1 処理場及び排水施設の管理に関する事 2 被災下水道施設の応急修理に関する事 3 応急作業に必要な資機材の確保及び輸送に関する事 4 その他特命事項に関する事</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">学校教育部</td> <td>総務班</td> <td>1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関する事 2 教育施設の被害調査及び応急対策に関する事 3 教育施設の応急利用に関する事 4 部内の他班の主管に属さないこと 5 その他特命事項に関する事</td> </tr> <tr> <td>学校教育班</td> <td>1 児童生徒の安全確保、応急救護及び罹災状況の調査に関する事 2 応急教育の確保及び被災生徒の教科書、学用品等の支給に関する事 3 教職員の動員に関する事 4 その他特命事項に関する事</td> </tr> <tr> <td>調理場班</td> <td>1 職員、救護活動者及び被災者の炊き出しに関する事 2 その他特命事項に関する事</td> </tr> <tr> <td>生涯学習部</td> <td>生涯学習班</td> <td>1 社会教育施設の被害調査、状況報告及び応急対策実施に関する事 2 社会教育施設利用者の避難誘導等による安全確保に関する事 3 社会教育施設の応急利用に関する事 4 動物の安全に関する事 5 部内各班の主管に属さないこと 6 その他特命事項に関する事</td> </tr> <tr> <td>支援部</td> <td>支援第1班 支援第2班 支援第3班 支援第4班 支援第5班</td> <td>1 各部班への緊急支援に関する事 2 その他特命事項に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	部名	班 名	所 掌 事 務	上下水道部	下水道施設班	1 処理場及び排水施設の管理に関する事 2 被災下水道施設の応急修理に関する事 3 応急作業に必要な資機材の確保及び輸送に関する事 4 その他特命事項に関する事	学校教育部	総務班	1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関する事 2 教育施設の被害調査及び応急対策に関する事 3 教育施設の応急利用に関する事 4 部内の他班の主管に属さないこと 5 その他特命事項に関する事	学校教育班	1 児童生徒の安全確保、応急救護及び罹災状況の調査に関する事 2 応急教育の確保及び被災生徒の教科書、学用品等の支給に関する事 3 教職員の動員に関する事 4 その他特命事項に関する事	調理場班	1 職員、救護活動者及び被災者の炊き出しに関する事 2 その他特命事項に関する事	生涯学習部	生涯学習班	1 社会教育施設の被害調査、状況報告及び応急対策実施に関する事 2 社会教育施設利用者の避難誘導等による安全確保に関する事 3 社会教育施設の応急利用に関する事 4 動物の安全に関する事 5 部内各班の主管に属さないこと 6 その他特命事項に関する事	支援部	支援第1班 支援第2班 支援第3班 支援第4班 支援第5班	1 各部班への緊急支援に関する事 2 その他特命事項に関する事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>班 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上下水道部</td> <td>下水道施設班</td> <td>1 処理場及び排水施設の管理に関する事 2 被災下水道施設の応急修理に関する事 3 応急作業に必要な資機材の確保及び輸送に関する事 4 その他特命事項に関する事</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">学校教育部</td> <td>総務班</td> <td>1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関する事 2 教育施設の被害調査及び応急対策に関する事 3 教育施設の応急利用に関する事 4 部内の他班の主管に属さないこと 5 その他特命事項に関する事</td> </tr> <tr> <td>学校教育班</td> <td>1 児童生徒の安全確保、応急救護及び罹災状況の調査に関する事 2 応急教育の確保及び被災生徒の教科書、学用品等の支給に関する事 3 教職員の動員に関する事 4 その他特命事項に関する事</td> </tr> <tr> <td>調理場班</td> <td>1 職員、救護活動者及び被災者の炊き出しに関する事 2 その他特命事項に関する事</td> </tr> <tr> <td>生涯学習部</td> <td>生涯学習班</td> <td>1 社会教育施設の被害調査、状況報告及び応急対策実施に関する事 2 社会教育施設利用者の避難誘導等による安全確保に関する事 3 社会教育施設の応急利用に関する事 4 動物の安全に関する事 5 部内各班の主管に属さないこと 6 その他特命事項に関する事</td> </tr> <tr> <td>支援部</td> <td>支援第1班 支援第2班 支援第3班 支援第4班 支援第5班</td> <td>1 各部班への緊急支援に関する事 2 <u>避難所の開設及び管理、運営に関する事</u> 3 その他特命事項に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	部名	班 名	所 掌 事 務	上下水道部	下水道施設班	1 処理場及び排水施設の管理に関する事 2 被災下水道施設の応急修理に関する事 3 応急作業に必要な資機材の確保及び輸送に関する事 4 その他特命事項に関する事	学校教育部	総務班	1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関する事 2 教育施設の被害調査及び応急対策に関する事 3 教育施設の応急利用に関する事 4 部内の他班の主管に属さないこと 5 その他特命事項に関する事	学校教育班	1 児童生徒の安全確保、応急救護及び罹災状況の調査に関する事 2 応急教育の確保及び被災生徒の教科書、学用品等の支給に関する事 3 教職員の動員に関する事 4 その他特命事項に関する事	調理場班	1 職員、救護活動者及び被災者の炊き出しに関する事 2 その他特命事項に関する事	生涯学習部	生涯学習班	1 社会教育施設の被害調査、状況報告及び応急対策実施に関する事 2 社会教育施設利用者の避難誘導等による安全確保に関する事 3 社会教育施設の応急利用に関する事 4 動物の安全に関する事 5 部内各班の主管に属さないこと 6 その他特命事項に関する事	支援部	支援第1班 支援第2班 支援第3班 支援第4班 支援第5班	1 各部班への緊急支援に関する事 2 <u>避難所の開設及び管理、運営に関する事</u> 3 その他特命事項に関する事	避難所の開設・運営体制の強化に伴う修正
部名	班 名	所 掌 事 務																																							
上下水道部	下水道施設班	1 処理場及び排水施設の管理に関する事 2 被災下水道施設の応急修理に関する事 3 応急作業に必要な資機材の確保及び輸送に関する事 4 その他特命事項に関する事																																							
学校教育部	総務班	1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関する事 2 教育施設の被害調査及び応急対策に関する事 3 教育施設の応急利用に関する事 4 部内の他班の主管に属さないこと 5 その他特命事項に関する事																																							
	学校教育班	1 児童生徒の安全確保、応急救護及び罹災状況の調査に関する事 2 応急教育の確保及び被災生徒の教科書、学用品等の支給に関する事 3 教職員の動員に関する事 4 その他特命事項に関する事																																							
	調理場班	1 職員、救護活動者及び被災者の炊き出しに関する事 2 その他特命事項に関する事																																							
生涯学習部	生涯学習班	1 社会教育施設の被害調査、状況報告及び応急対策実施に関する事 2 社会教育施設利用者の避難誘導等による安全確保に関する事 3 社会教育施設の応急利用に関する事 4 動物の安全に関する事 5 部内各班の主管に属さないこと 6 その他特命事項に関する事																																							
支援部	支援第1班 支援第2班 支援第3班 支援第4班 支援第5班	1 各部班への緊急支援に関する事 2 その他特命事項に関する事																																							
部名	班 名	所 掌 事 務																																							
上下水道部	下水道施設班	1 処理場及び排水施設の管理に関する事 2 被災下水道施設の応急修理に関する事 3 応急作業に必要な資機材の確保及び輸送に関する事 4 その他特命事項に関する事																																							
学校教育部	総務班	1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関する事 2 教育施設の被害調査及び応急対策に関する事 3 教育施設の応急利用に関する事 4 部内の他班の主管に属さないこと 5 その他特命事項に関する事																																							
	学校教育班	1 児童生徒の安全確保、応急救護及び罹災状況の調査に関する事 2 応急教育の確保及び被災生徒の教科書、学用品等の支給に関する事 3 教職員の動員に関する事 4 その他特命事項に関する事																																							
	調理場班	1 職員、救護活動者及び被災者の炊き出しに関する事 2 その他特命事項に関する事																																							
生涯学習部	生涯学習班	1 社会教育施設の被害調査、状況報告及び応急対策実施に関する事 2 社会教育施設利用者の避難誘導等による安全確保に関する事 3 社会教育施設の応急利用に関する事 4 動物の安全に関する事 5 部内各班の主管に属さないこと 6 その他特命事項に関する事																																							
支援部	支援第1班 支援第2班 支援第3班 支援第4班 支援第5班	1 各部班への緊急支援に関する事 2 <u>避難所の開設及び管理、運営に関する事</u> 3 その他特命事項に関する事																																							

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和元年2月)	修 正 (令和3年3月)	備 考																																
76	<p>第2節 災害情報等の収集・伝達計画</p> <p>3 通報手段の確保</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>7 消防機関（消防局・消防署・消防団）</p> <p>(1) 一般用電話 26回線（一般消防業務及び問い合わせ用）</p> <p>(2) 119番災害専用受付回線 16回線</p> <p>(3) 専用電話 10回線（7署所端末、警察署、北海道電力、帯広ガス）</p> <p>(4) 無線電話</p> <p>ア 固定局 15局</p> <p>イ 移動局 95局（消防署、各出張所、分団）</p> <p>（車載型 37局、携帯型 33局、卓上型 5局、署活 20局）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>第2節 災害情報等の収集・伝達計画</p> <p>3 通報手段の確保</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>7 消防機関（消防局・消防署・消防団）</p> <p>(1) 一般用電話 26回線（一般消防業務及び問い合わせ用）</p> <p>(2) 119番災害専用受付回線 16回線</p> <p>(3) 専用電話 9回線（6署所端末、警察署、北海道電力ネットワーク、帯広ガス）</p> <p>(4) 無線電話</p> <p>ア 固定局 14局</p> <p>イ 移動局 95局（消防署、各出張所、分団）</p> <p>（車載型 37局、携帯型 33局、卓上型 5局、署活 20局）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>出張所の統合による修正</p>																																
84	<p>別表4</p> <p style="text-align: center;">被害状況判定基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>被害区分</th> <th>判 断 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>農作物</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>農業用施設</td> <td>頭首工、<u>営農用水</u>、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</td> </tr> <tr> <td>共同利用施設</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>営農施設</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>畜産被害</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	被害区分	判 断 基 準	(略)		農作物	(略)	農業用施設	頭首工、 <u>営農用水</u> 、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	共同利用施設	(略)	営農施設	(略)	畜産被害	(略)	その他	(略)	<p>別表4</p> <p style="text-align: center;">被害状況判定基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>被害区分</th> <th>判 断 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>農作物</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>農業用施設</td> <td>頭首工、<u>畑地かんがい施設</u>、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</td> </tr> <tr> <td>共同利用施設</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>営農施設</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>畜産被害</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	被害区分	判 断 基 準	(略)		農作物	(略)	農業用施設	頭首工、 <u>畑地かんがい施設</u> 、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	共同利用施設	(略)	営農施設	(略)	畜産被害	(略)	その他	(略)	<p>農村上下水道の一元管理化に伴う修正</p>
被害区分	判 断 基 準																																		
(略)																																			
農作物	(略)																																		
農業用施設	頭首工、 <u>営農用水</u> 、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。																																		
共同利用施設	(略)																																		
営農施設	(略)																																		
畜産被害	(略)																																		
その他	(略)																																		
被害区分	判 断 基 準																																		
(略)																																			
農作物	(略)																																		
農業用施設	頭首工、 <u>畑地かんがい施設</u> 、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。																																		
共同利用施設	(略)																																		
営農施設	(略)																																		
畜産被害	(略)																																		
その他	(略)																																		
87	<p>第3節 災害広報・情報提供計画</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2 広報手段</p> <p>(1) テレビ、CATV、ラジオ（コミュニティFMを含む。）、新聞社等報道機関への要請による広報</p> <p>(2) 市、消防、警察等の広報車による広報</p> <p>(3) インターネット _____、_____ 防災情報システムのメールサービスによる広報</p> <p>(4) ヘリコプター等による広報</p> <p>(5) 広報紙、チラシ等の印刷物の配布による広報</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>第3節 災害広報・情報提供計画</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2 広報手段</p> <p>(1) テレビ、CATV、ラジオ（コミュニティFMを含む。）、新聞社等報道機関への要請による広報</p> <p>(2) 市、消防、警察等の広報車による広報</p> <p>(3) インターネット <u>(SNS含む)</u>、<u>緊急情報一斉伝達システム</u>、防災情報システムのメールサービスによる広報</p> <p>(4) ヘリコプター等による広報</p> <p>(5) 広報紙、チラシ等の印刷物の配布による広報</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>システム導入等に伴う修正</p>																																

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和元年2月)	修 正 (令和3年3月)	備 考
98	<p>第6節 地震火災等対策計画 1 消防組織計画 別表1 消防機構</p>  <p>(略)</p>	<p>第6節 地震火災等対策計画 1 消防組織計画 別表1 消防機構</p>  <p>(略)</p>	<p>出張所の統合による修正</p>

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和元年2月)	修 正 (令和3年3月)	備 考																																																																		
100	<p>5 震災予防対策 別表2 現有施設状況</p> <p>(1) 庁舎</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>とにかち広域消防局</td> <td>西6条南6丁目3-1</td> </tr> <tr> <td> 帯広消防署</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td> 緑ヶ丘出張所</td> <td>緑ヶ丘東通西1</td> </tr> <tr> <td> 西出張所</td> <td>西19条北1丁目6-5</td> </tr> <tr> <td> 南出張所</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td> }</td> <td>}</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 団本部</td> <td>西6条南6丁目3-1 消防庁舎内</td> </tr> <tr> <td> 桜華分団</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td> 帯広地域</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 帯広第1分団</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td> 帯広第2分団</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td> 帯広第3分団</td> <td>緑ヶ丘東通西1 緑ヶ丘出張所内</td> </tr> <tr> <td> 帯広第4分団</td> <td>西4条北2丁目5-1 北福祉センター内</td> </tr> <tr> <td> 帯広第5分団</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td> }</td> <td>}</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 在 地	とにかち広域消防局	西6条南6丁目3-1	帯広消防署	(省略)	緑ヶ丘出張所	緑ヶ丘東通西1	西出張所	西19条北1丁目6-5	南出張所	(省略)	}	}	名 称	所 在 地	団本部	西6条南6丁目3-1 消防庁舎内	桜華分団	(省略)	帯広地域		帯広第1分団	(省略)	帯広第2分団	(省略)	帯広第3分団	緑ヶ丘東通西1 緑ヶ丘出張所内	帯広第4分団	西4条北2丁目5-1 北福祉センター内	帯広第5分団	(省略)	}	}	<p>5 震災予防対策 別表2 現有施設状況</p> <p>(1) 庁舎</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>とにかち広域消防局</td> <td>西6条南6丁目3-1</td> </tr> <tr> <td> 帯広消防署</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td> 柏林台出張所</td> <td>柏林台西町2丁目2</td> </tr> <tr> <td> 南出張所</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td> }</td> <td>}</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 団本部</td> <td>西6条南6丁目3-1 消防庁舎内</td> </tr> <tr> <td> 桜華分団</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td> 帯広地域</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 帯広第1分団</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td> 帯広第2分団</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td> 帯広第3分団</td> <td>柏林台西町2丁目2 柏林台出張所内</td> </tr> <tr> <td> 帯広第4分団</td> <td>柏林台西町2丁目2 柏林台出張所内</td> </tr> <tr> <td> 帯広第5分団</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td> }</td> <td>}</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 在 地	とにかち広域消防局	西6条南6丁目3-1	帯広消防署	(省略)	柏林台出張所	柏林台西町2丁目2	南出張所	(省略)	}	}	名 称	所 在 地	団本部	西6条南6丁目3-1 消防庁舎内	桜華分団	(省略)	帯広地域		帯広第1分団	(省略)	帯広第2分団	(省略)	帯広第3分団	柏林台西町2丁目2 柏林台出張所内	帯広第4分団	柏林台西町2丁目2 柏林台出張所内	帯広第5分団	(省略)	}	}	出張所の統合による修正
名 称	所 在 地																																																																				
とにかち広域消防局	西6条南6丁目3-1																																																																				
帯広消防署	(省略)																																																																				
緑ヶ丘出張所	緑ヶ丘東通西1																																																																				
西出張所	西19条北1丁目6-5																																																																				
南出張所	(省略)																																																																				
}	}																																																																				
名 称	所 在 地																																																																				
団本部	西6条南6丁目3-1 消防庁舎内																																																																				
桜華分団	(省略)																																																																				
帯広地域																																																																					
帯広第1分団	(省略)																																																																				
帯広第2分団	(省略)																																																																				
帯広第3分団	緑ヶ丘東通西1 緑ヶ丘出張所内																																																																				
帯広第4分団	西4条北2丁目5-1 北福祉センター内																																																																				
帯広第5分団	(省略)																																																																				
}	}																																																																				
名 称	所 在 地																																																																				
とにかち広域消防局	西6条南6丁目3-1																																																																				
帯広消防署	(省略)																																																																				
柏林台出張所	柏林台西町2丁目2																																																																				
南出張所	(省略)																																																																				
}	}																																																																				
名 称	所 在 地																																																																				
団本部	西6条南6丁目3-1 消防庁舎内																																																																				
桜華分団	(省略)																																																																				
帯広地域																																																																					
帯広第1分団	(省略)																																																																				
帯広第2分団	(省略)																																																																				
帯広第3分団	柏林台西町2丁目2 柏林台出張所内																																																																				
帯広第4分団	柏林台西町2丁目2 柏林台出張所内																																																																				
帯広第5分団	(省略)																																																																				
}	}																																																																				

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和元年2月)	修 正 (令和3年3月)	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
101	(2) 消防職員・団員及び消防車両	(2) 消防職員・団員及び消防車両																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">人員・車両</th> <th rowspan="2">職 員 団 員 数</th> <th rowspan="2">水 槽 付 消 防 ボ ン プ 自 動 車</th> <th rowspan="2">消 防 ボ ン プ 自 動 車</th> <th rowspan="2">小 型 動 力 ボ ン プ 付 水 槽 車</th> <th colspan="4">特殊車</th> <th rowspan="2">高 規 格 救 急 車</th> <th rowspan="2">指 揮 車</th> <th rowspan="2">そ の 他 車 両</th> <th rowspan="2">合 計</th> </tr> <tr> <th>は し ご 車</th> <th>屈 折 は し ご 車</th> <th>化 学 車</th> <th>救 助 工 作 車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部・署・団別</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>とにかち広域消防局</td> <td>65</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>帯 広 消 防 署</td> <td>192</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td> 本 署</td> <td>86</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td> 緑ヶ丘出張所</td> <td>12</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td> 西 出 張 所</td> <td>12</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td> 南 出 張 所</td> <td>26</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td> 大 正 出 張 所</td> <td>14</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td> 東 出 張 所</td> <td>20</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td> 森の里出張所</td> <td>20</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td> 川西分遣所</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>帯 広 市 消 防 団</td> <td>341</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td> 本 部</td> <td>7</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td> 桜 華 分 団</td> <td>18</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td> 帯 広 第 1 分 団</td> <td>32</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td> 帯 広 第 2 分 団</td> <td>26</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td> 帯 広 第 3 分 団</td> <td>29</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td> 帯 広 第 4 分 団</td> <td>26</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td> 帯 広 第 5 分 団</td> <td>22</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td> 川 西 第 1 分 団</td> <td>25</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td> 川 西 第 2 分 団</td> <td>25</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td> 川 西 第 3 分 団</td> <td>25</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td> 川 西 第 4 分 団</td> <td>26</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td> 川 西 第 5 分 団</td> <td>20</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td> 大 正 第 1 分 団</td> <td>36</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td> 大 正 第 2 分 団</td> <td>24</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	人員・車両	職 員 団 員 数	水 槽 付 消 防 ボ ン プ 自 動 車	消 防 ボ ン プ 自 動 車	小 型 動 力 ボ ン プ 付 水 槽 車	特殊車				高 規 格 救 急 車	指 揮 車	そ の 他 車 両	合 計	は し ご 車	屈 折 は し ご 車	化 学 車	救 助 工 作 車	本部・署・団別													とにかち広域消防局	65								1	3	4	帯 広 消 防 署	192	6	1	1	1	1	2	1	6	1	6	26	本 署	86	1	1		1	1	1	1	2	1	5	14	緑ヶ丘出張所	12	1										1	西 出 張 所	12	1										1	南 出 張 所	26	1		1				1				3	大 正 出 張 所	14	1						1				2	東 出 張 所	20	1						1				2	森の里出張所	20						1	1				2	川西分遣所	2										1	1	帯 広 市 消 防 団	341	7	5	0	0	0	0	0	0	0	0	12	本 部	7											0	桜 華 分 団	18											0	帯 広 第 1 分 団	32		1									1	帯 広 第 2 分 団	26		1									1	帯 広 第 3 分 団	29		1									1	帯 広 第 4 分 団	26		1									1	帯 広 第 5 分 団	22		1									1	川 西 第 1 分 団	25	1										1	川 西 第 2 分 団	25	1										1	川 西 第 3 分 団	25	1										1	川 西 第 4 分 団	26	1										1	川 西 第 5 分 団	20	1										1	大 正 第 1 分 団	36	1										1	大 正 第 2 分 団	24	1										1	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">人員・車両</th> <th rowspan="2">職 員 団 員 数</th> <th rowspan="2">水 槽 付 消 防 ボ ン プ 自 動 車</th> <th rowspan="2">消 防 ボ ン プ 自 動 車</th> <th rowspan="2">小 型 動 力 ボ ン プ 付 水 槽 車</th> <th colspan="4">特殊車</th> <th rowspan="2">高 規 格 救 急 車</th> <th rowspan="2">指 揮 車</th> <th rowspan="2">そ の 他 車 両</th> <th rowspan="2">合 計</th> </tr> <tr> <th>は し ご 車</th> <th>屈 折 は し ご 車</th> <th>化 学 車</th> <th>救 助 工 作 車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部・署・団別</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>とにかち広域消防局</td> <td>65</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>帯 広 消 防 署</td> <td>192</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td> 本 署</td> <td>86</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td> 柏 林 台 出 張 所</td> <td>24</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td> 南 出 張 所</td> <td>26</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td> 大 正 出 張 所</td> <td>14</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td> 東 出 張 所</td> <td>20</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td> 森の里出張所</td> <td>20</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td> 川西分遣所</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>帯 広 市 消 防 団</td> <td>344</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td> 本 部</td> <td>7</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td> 桜 華 分 団</td> <td>20</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td> 帯 広 第 1 分 団</td> <td>35</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td> 帯 広 第 2 分 団</td> <td>28</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td> 帯 広 第 3 分 団</td> <td>28</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td> 帯 広 第 4 分 団</td> <td>23</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td> 帯 広 第 5 分 団</td> <td>23</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td> 川 西 第 1 分 団</td> <td>25</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td> 川 西 第 2 分 団</td> <td>25</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td> 川 西 第 3 分 団</td> <td>24</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td> 川 西 第 4 分 団</td> <td>26</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td> 川 西 第 5 分 団</td> <td>20</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td> 大 正 第 1 分 団</td> <td>36</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td> 大 正 第 2 分 団</td> <td>24</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	人員・車両	職 員 団 員 数	水 槽 付 消 防 ボ ン プ 自 動 車	消 防 ボ ン プ 自 動 車	小 型 動 力 ボ ン プ 付 水 槽 車	特殊車				高 規 格 救 急 車	指 揮 車	そ の 他 車 両	合 計	は し ご 車	屈 折 は し ご 車	化 学 車	救 助 工 作 車	本部・署・団別													とにかち広域消防局	65										1	3	4	帯 広 消 防 署	192	6	1	1	1	1	2	1	6	1	6	26	本 署	86	1	1		1	1	1	1	2	1	5	13	柏 林 台 出 張 所	24	2								1		3	南 出 張 所	26	1		1						1		3	大 正 出 張 所	14	1								1		2	東 出 張 所	20	1								1		2	森の里出張所	20						1	1				2	川西分遣所	2										1	1	帯 広 市 消 防 団	344	7	5	0	0	0	0	0	0	0	0	12	本 部	7											0	桜 華 分 団	20											0	帯 広 第 1 分 団	35		1									1	帯 広 第 2 分 団	28		1									1	帯 広 第 3 分 団	28		1									1	帯 広 第 4 分 団	23		1									1	帯 広 第 5 分 団	23		1									1	川 西 第 1 分 団	25	1										1	川 西 第 2 分 団	25	1										1	川 西 第 3 分 団	24	1										1	川 西 第 4 分 団	26	1										1	川 西 第 5 分 団	20	1										1	大 正 第 1 分 団	36	1										1	大 正 第 2 分 団	24	1										1	出張所の統合による修正
人員・車両	職 員 団 員 数						水 槽 付 消 防 ボ ン プ 自 動 車	消 防 ボ ン プ 自 動 車	小 型 動 力 ボ ン プ 付 水 槽 車	特殊車					高 規 格 救 急 車	指 揮 車	そ の 他 車 両	合 計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		は し ご 車	屈 折 は し ご 車	化 学 車	救 助 工 作 車																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
本部・署・団別																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
とにかち広域消防局	65								1	3	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
帯 広 消 防 署	192	6	1	1	1	1	2	1	6	1	6	26																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
本 署	86	1	1		1	1	1	1	2	1	5	14																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
緑ヶ丘出張所	12	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
西 出 張 所	12	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
南 出 張 所	26	1		1				1				3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
大 正 出 張 所	14	1						1				2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
東 出 張 所	20	1						1				2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
森の里出張所	20						1	1				2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
川西分遣所	2										1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
帯 広 市 消 防 団	341	7	5	0	0	0	0	0	0	0	0	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
本 部	7											0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
桜 華 分 団	18											0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
帯 広 第 1 分 団	32		1									1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
帯 広 第 2 分 団	26		1									1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
帯 広 第 3 分 団	29		1									1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
帯 広 第 4 分 団	26		1									1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
帯 広 第 5 分 団	22		1									1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
川 西 第 1 分 団	25	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
川 西 第 2 分 団	25	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
川 西 第 3 分 団	25	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
川 西 第 4 分 団	26	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
川 西 第 5 分 団	20	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
大 正 第 1 分 団	36	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
大 正 第 2 分 団	24	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
人員・車両	職 員 団 員 数	水 槽 付 消 防 ボ ン プ 自 動 車	消 防 ボ ン プ 自 動 車	小 型 動 力 ボ ン プ 付 水 槽 車	特殊車				高 規 格 救 急 車	指 揮 車	そ の 他 車 両	合 計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
					は し ご 車	屈 折 は し ご 車	化 学 車	救 助 工 作 車																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
本部・署・団別																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
とにかち広域消防局	65										1	3	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
帯 広 消 防 署	192	6	1	1	1	1	2	1	6	1	6	26																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
本 署	86	1	1		1	1	1	1	2	1	5	13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
柏 林 台 出 張 所	24	2								1		3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
南 出 張 所	26	1		1						1		3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
大 正 出 張 所	14	1								1		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
東 出 張 所	20	1								1		2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
森の里出張所	20						1	1				2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
川西分遣所	2										1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
帯 広 市 消 防 団	344	7	5	0	0	0	0	0	0	0	0	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
本 部	7											0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
桜 華 分 団	20											0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
帯 広 第 1 分 団	35		1									1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
帯 広 第 2 分 団	28		1									1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
帯 広 第 3 分 団	28		1									1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
帯 広 第 4 分 団	23		1									1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
帯 広 第 5 分 団	23		1									1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
川 西 第 1 分 団	25	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
川 西 第 2 分 団	25	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
川 西 第 3 分 団	24	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
川 西 第 4 分 団	26	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
川 西 第 5 分 団	20	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
大 正 第 1 分 団	36	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
大 正 第 2 分 団	24	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	※平成31年4月1日現在	※令和2年7月1日現在																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	※とにかち広域消防局は、十勝管内19市町村で構成する消防本部。	※とにかち広域消防局は、十勝管内19市町村で構成する消防本部。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和元年2月)	修 正 (令和3年3月)	備 考																																									
127	<p>第13節 給水計画</p> <p>(略)</p> <p>1 実施責任</p> <p>(1) 帯広市 (上水道区域÷上下水道部、簡易水道区域÷農政部)</p> <p>(略)</p> <p>3 応急給水に伴う用語の定義</p> <p>(1) 常設拠点給水 配水池、緊急貯水槽等臨時施設に臨時の給水栓を設置し、被災者に給水する方法をいう。</p> <p>(2) 常設拠点給水箇所 上記の方法で給水する場所をいう。</p> <p>(3) 拠点運搬給水 常設拠点給水でカバーできない地域について、収容避難所等へ水をを中心に給水拠点を定め、その拠点へ運搬して被災者に給水する方法をいう。</p> <p>(4) 拠点運搬給水箇所 上記の方法で給水する場所をいう。</p> <p>(略)</p>	<p>第13節 給水計画</p> <p>(略)</p> <p>1 実施責任</p> <p>(1) 帯広市 (上下水道部)</p> <p>(略)</p> <p>3 応急給水に伴う用語の定義</p> <p>(1) 常設拠点給水 緊急貯水槽に臨時の給水栓を設置し、被災者に給水する方法をいう。</p> <p>(2) 常設拠点給水箇所 上記の方法で給水する場所をいう。</p> <p>(3) 拠点運搬給水 避難所等へ水を運搬して被災者に給水する方法をいう。</p> <p>(4) 運搬給水箇所 上記の方法で給水する場所をいう。</p> <p>(略)</p>	<p>農村上下水道の一元管理化に伴う修正</p>																																									
128	<p>4 目標応急給水量 (1人1日給水量)</p> <p>(略)</p> <p>表一1 目標応急給水量の設定</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>発災後3日間 3日¹/₂／人日</td> <td>この期間は混乱しており、当面の飲料水を常設拠点給水 (緊急貯水槽+配水池) 及び運搬給水により対応する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>5 応急給水活動</p> <p>応急給水の方法は、動員可能な人員、車両数を考慮し、次の順位で選択する。</p> <p>表一2 応急給水方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>方 法</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>常設拠点給水</td> <td>緊急貯水槽 (100m³)、川西浄水場配水池 (1,100t)、夫正配水池 (700t)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>運搬給水</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1について 常設拠点給水箇所への臨時の給水栓の設置及び管理は給水班及び農政班が実施する。 なお、緊急貯水槽については、設置のみ給水班が行い、その後の管理は避難所にいるリーダーに依頼することとする。 応急給水は次の順位で実施する。</p> <p>表一3 応急給水先の順位</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>給 水 先</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>病院、老人ホーム</td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>災害対策関係機関</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>避難所</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>その他</td> </tr> </tbody> </table> <p>給水班は応急給水拠点で市民への災害情報提供のため、災害情報広告紙を配布することとする。</p>	1		発災後3日間 3日 ¹ / ₂ ／人日	この期間は混乱しており、当面の飲料水を常設拠点給水 (緊急貯水槽+配水池) 及び運搬給水により対応する。	(略)	(略)	(略)	順位	方 法	備 考	1	常設拠点給水	緊急貯水槽 (100m ³)、川西浄水場配水池 (1,100t)、夫正配水池 (700t)	2	運搬給水		順位	給 水 先	備 考	1	病院、老人ホーム		2	災害対策関係機関	3	避難所	4	その他	<p>4 目標応急給水量 (1人1日給水量)</p> <p>(略)</p> <p>表一1 目標応急給水量の設定</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>発災後3日間 3日¹/₂／人日</td> <td>この期間は混乱しており、当面の飲料水を常設拠点給水 (緊急貯水槽) 及び運搬給水により対応する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>5 応急給水活動</p> <p>応急給水の方法は、動員可能な人員、車両数を考慮し、次の順位を基本とする。</p> <p>表一2 応急給水方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>方 法</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>常設拠点給水</td> <td>緊急貯水槽 (80~100m³)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>運搬給水</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1について 常設拠点給水箇所への臨時の給水栓の設置及び管理は給水班が実施する。 なお、緊急貯水槽については、設置のみ給水班が行い、その後の管理は避難所にいるリーダーに依頼することとする。</p>	1	発災後3日間 3日 ¹ / ₂ ／人日	この期間は混乱しており、当面の飲料水を常設拠点給水 (緊急貯水槽) 及び運搬給水により対応する。	(略)	(略)	(略)	順位	方 法	備 考	1	常設拠点給水	緊急貯水槽 (80~100m ³)	2	運搬給水
1	発災後3日間 3日 ¹ / ₂ ／人日	この期間は混乱しており、当面の飲料水を常設拠点給水 (緊急貯水槽+配水池) 及び運搬給水により対応する。																																										
(略)	(略)	(略)																																										
順位	方 法	備 考																																										
1	常設拠点給水	緊急貯水槽 (100m ³)、川西浄水場配水池 (1,100t)、夫正配水池 (700t)																																										
2	運搬給水																																											
順位	給 水 先	備 考																																										
1	病院、老人ホーム																																											
2	災害対策関係機関																																											
3	避難所																																											
4	その他																																											
1	発災後3日間 3日 ¹ / ₂ ／人日	この期間は混乱しており、当面の飲料水を常設拠点給水 (緊急貯水槽) 及び運搬給水により対応する。																																										
(略)	(略)	(略)																																										
順位	方 法	備 考																																										
1	常設拠点給水	緊急貯水槽 (80~100m ³)																																										
2	運搬給水																																											

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和元年2月)	修 正 (令和3年3月)	備 考																																																																																																																																																																										
129	<p>表-4 応急給水計画表</p> <p style="text-align: center;">○は実施 △は必要に応じて実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">想定による日程区分</th> <th colspan="2">混乱期・一時復旧期</th> <th>二次復興期</th> <th>復興期</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>想定・計画項目</th> <th>1日</th> <th>2～3日</th> <th>4～10日</th> <th>11日以降</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人1日の確保数量</td> <td>3%</td> <td>3%</td> <td>20%</td> <td>100%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民の活動</td> <td>火災及び家屋の倒壊等の被災者は避難所に行く</td> <td>被災者は避難所生活</td> <td></td> <td>一部市民は、避難所にいるが市内はほぼ正常化</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上下水道部の活動</td> <td>上下水道施設の被害状況(応急復旧日の状況)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 送水管破損により一部送水停止 配水本管破損により広域断水 基幹施設、配水本管支管の被害調査 配水本管、支管の復旧開始 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 送水開始 配水本管通水 配水本管復旧日工事 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 配水支管復旧 給水装置の復旧開始 </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>応急給水活動 応急給水活動の方針</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市内広域断水状況 大正地区断水状況 上下水道部災害対策部設置 常設拠点給水箇所での給水 避難給水体制の確立及び開始 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 常設拠点給水箇所での給水 一部各戸給水開始 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 避難給水 一部を除いて各戸給水 </td> <td>正常給水に復興</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農政部の活動</td> <td>簡易水道施設の被害状況(応急復旧日の状況)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 送水管破損により一部送水停止 配水本管破損により広域断水 基幹施設、配水本管支管の被害調査 配水本管、支管の復旧開始 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 送水開始 配水本管通水 配水本管復旧日工事 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 配水支管復旧 給水装置の復旧開始 </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>応急給水活動(応急給水活動の方針)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 大正簡易水道断水状況 大正地区断水状況 上下水道部災害対策部設置 常設拠点給水箇所での給水 避難給水体制の確立及び開始 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 常設拠点給水箇所での給水 一部各戸給水開始 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 避難給水 一部を除いて各戸給水 </td> <td>正常給水に復興</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">応急給水</td> <td rowspan="2">常設拠点給水箇所</td> <td>龍池貯水塔</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>農政班</td> </tr> <tr> <td>緊急貯水槽</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>設置のみ給水班</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">避難給水</td> <td>拠点・避難給水(避難所)</td> <td>○</td> <td></td> <td>△</td> <td>広域部隊</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">機関 医療</td> <td>救急指定病院</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>給水班</td> </tr> <tr> <td>その他の病院</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>給水班</td> </tr> <tr> <td>福祉施設</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>給水班</td> </tr> <tr> <td>各戸給水</td> <td></td> <td>△</td> <td>△</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	想定による日程区分		混乱期・一時復旧期		二次復興期	復興期	備 考	想定・計画項目	1日	2～3日	4～10日	11日以降		1人1日の確保数量	3%	3%	20%	100%			市民の活動	火災及び家屋の倒壊等の被災者は避難所に行く	被災者は避難所生活		一部市民は、避難所にいるが市内はほぼ正常化			上下水道部の活動	上下水道施設の被害状況(応急復旧日の状況)	<ul style="list-style-type: none"> 送水管破損により一部送水停止 配水本管破損により広域断水 基幹施設、配水本管支管の被害調査 配水本管、支管の復旧開始 	<ul style="list-style-type: none"> 送水開始 配水本管通水 配水本管復旧日工事 	<ul style="list-style-type: none"> 配水支管復旧 給水装置の復旧開始 			応急給水活動 応急給水活動の方針	<ul style="list-style-type: none"> 市内広域断水状況 大正地区断水状況 上下水道部災害対策部設置 常設拠点給水箇所での給水 避難給水体制の確立及び開始 	<ul style="list-style-type: none"> 常設拠点給水箇所での給水 一部各戸給水開始 	<ul style="list-style-type: none"> 避難給水 一部を除いて各戸給水 	正常給水に復興			農政部の活動	簡易水道施設の被害状況(応急復旧日の状況)	<ul style="list-style-type: none"> 送水管破損により一部送水停止 配水本管破損により広域断水 基幹施設、配水本管支管の被害調査 配水本管、支管の復旧開始 	<ul style="list-style-type: none"> 送水開始 配水本管通水 配水本管復旧日工事 	<ul style="list-style-type: none"> 配水支管復旧 給水装置の復旧開始 			応急給水活動(応急給水活動の方針)	<ul style="list-style-type: none"> 大正簡易水道断水状況 大正地区断水状況 上下水道部災害対策部設置 常設拠点給水箇所での給水 避難給水体制の確立及び開始 	<ul style="list-style-type: none"> 常設拠点給水箇所での給水 一部各戸給水開始 	<ul style="list-style-type: none"> 避難給水 一部を除いて各戸給水 	正常給水に復興			応急給水	常設拠点給水箇所	龍池貯水塔	○	○		農政班	緊急貯水槽	○	○	△	設置のみ給水班	避難給水	拠点・避難給水(避難所)	○		△	広域部隊	機関 医療	救急指定病院	○	○	○	給水班	その他の病院	○	○	○	給水班	福祉施設	○	○	○	給水班	各戸給水		△	△	○		<p>表-4 応急給水計画表</p> <p style="text-align: center;">○は実施 △は必要に応じて実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">想定による日程区分</th> <th colspan="2">混乱期・一時復旧期</th> <th>二次復興期</th> <th>復興期</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>想定・計画項目</th> <th>1日</th> <th>2～3日</th> <th>4～10日</th> <th>11日以降</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人1日の確保数量</td> <td>3%</td> <td>3%</td> <td>20%</td> <td>100%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民の活動</td> <td>火災及び家屋の倒壊等の被災者は避難所に行く</td> <td>被災者は避難所生活</td> <td></td> <td>一部市民は、避難所にいるが市内はほぼ正常化</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">帯広市の活動</td> <td>上下水道施設の被害状況(応急復旧日の状況)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 送水管破損により一部送水停止 配水本管破損により広域断水 基幹施設、配水本管支管の被害調査 配水本管、支管の復旧開始 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 送水開始 配水本管通水 配水本管復旧日工事 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 配水支管復旧 給水装置の復旧開始 </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>応急給水活動 応急給水活動の方針</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 給水区域の断水状況 上下水道部災害対策部設置 常設拠点給水箇所での給水 避難給水体制の確立及び開始 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 常設拠点給水箇所での給水 一部各戸給水開始 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 避難給水 一部を除いて各戸給水 </td> <td>正常給水に復興</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">帯広市の活動</td> <td rowspan="2">常設拠点給水箇所</td> <td>緊急貯水槽</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>設置のみ給水班</td> </tr> <tr> <td>避難給水(避難所)</td> <td>△</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>給水班もしくは広域部隊</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">機関 医療</td> <td>救急指定病院</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>給水班</td> </tr> <tr> <td>その他の病院</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>給水班</td> </tr> <tr> <td>福祉施設</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>給水班</td> </tr> <tr> <td>各戸給水</td> <td></td> <td>△</td> <td>△</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	想定による日程区分		混乱期・一時復旧期		二次復興期	復興期	備 考	想定・計画項目	1日	2～3日	4～10日	11日以降		1人1日の確保数量	3%	3%	20%	100%			市民の活動	火災及び家屋の倒壊等の被災者は避難所に行く	被災者は避難所生活		一部市民は、避難所にいるが市内はほぼ正常化			帯広市の活動	上下水道施設の被害状況(応急復旧日の状況)	<ul style="list-style-type: none"> 送水管破損により一部送水停止 配水本管破損により広域断水 基幹施設、配水本管支管の被害調査 配水本管、支管の復旧開始 	<ul style="list-style-type: none"> 送水開始 配水本管通水 配水本管復旧日工事 	<ul style="list-style-type: none"> 配水支管復旧 給水装置の復旧開始 			応急給水活動 応急給水活動の方針	<ul style="list-style-type: none"> 給水区域の断水状況 上下水道部災害対策部設置 常設拠点給水箇所での給水 避難給水体制の確立及び開始 	<ul style="list-style-type: none"> 常設拠点給水箇所での給水 一部各戸給水開始 	<ul style="list-style-type: none"> 避難給水 一部を除いて各戸給水 	正常給水に復興			帯広市の活動	常設拠点給水箇所	緊急貯水槽	○	○	△	設置のみ給水班	避難給水(避難所)	△	○	△	給水班もしくは広域部隊	機関 医療	救急指定病院	○	○	○	給水班	その他の病院	○	○	○	給水班	福祉施設	○	○	○	給水班	各戸給水		△	△	○		<p>農村上下水道の一元管理化に伴う修正</p>
想定による日程区分		混乱期・一時復旧期		二次復興期	復興期	備 考																																																																																																																																																																							
想定・計画項目	1日	2～3日	4～10日	11日以降																																																																																																																																																																									
1人1日の確保数量	3%	3%	20%	100%																																																																																																																																																																									
市民の活動	火災及び家屋の倒壊等の被災者は避難所に行く	被災者は避難所生活		一部市民は、避難所にいるが市内はほぼ正常化																																																																																																																																																																									
上下水道部の活動	上下水道施設の被害状況(応急復旧日の状況)	<ul style="list-style-type: none"> 送水管破損により一部送水停止 配水本管破損により広域断水 基幹施設、配水本管支管の被害調査 配水本管、支管の復旧開始 	<ul style="list-style-type: none"> 送水開始 配水本管通水 配水本管復旧日工事 	<ul style="list-style-type: none"> 配水支管復旧 給水装置の復旧開始 																																																																																																																																																																									
	応急給水活動 応急給水活動の方針	<ul style="list-style-type: none"> 市内広域断水状況 大正地区断水状況 上下水道部災害対策部設置 常設拠点給水箇所での給水 避難給水体制の確立及び開始 	<ul style="list-style-type: none"> 常設拠点給水箇所での給水 一部各戸給水開始 	<ul style="list-style-type: none"> 避難給水 一部を除いて各戸給水 	正常給水に復興																																																																																																																																																																								
農政部の活動	簡易水道施設の被害状況(応急復旧日の状況)	<ul style="list-style-type: none"> 送水管破損により一部送水停止 配水本管破損により広域断水 基幹施設、配水本管支管の被害調査 配水本管、支管の復旧開始 	<ul style="list-style-type: none"> 送水開始 配水本管通水 配水本管復旧日工事 	<ul style="list-style-type: none"> 配水支管復旧 給水装置の復旧開始 																																																																																																																																																																									
	応急給水活動(応急給水活動の方針)	<ul style="list-style-type: none"> 大正簡易水道断水状況 大正地区断水状況 上下水道部災害対策部設置 常設拠点給水箇所での給水 避難給水体制の確立及び開始 	<ul style="list-style-type: none"> 常設拠点給水箇所での給水 一部各戸給水開始 	<ul style="list-style-type: none"> 避難給水 一部を除いて各戸給水 	正常給水に復興																																																																																																																																																																								
応急給水	常設拠点給水箇所	龍池貯水塔	○	○		農政班																																																																																																																																																																							
		緊急貯水槽	○	○	△	設置のみ給水班																																																																																																																																																																							
	避難給水	拠点・避難給水(避難所)	○		△	広域部隊																																																																																																																																																																							
		機関 医療	救急指定病院	○	○	○	給水班																																																																																																																																																																						
			その他の病院	○	○	○	給水班																																																																																																																																																																						
		福祉施設	○	○	○	給水班																																																																																																																																																																							
各戸給水		△	△	○																																																																																																																																																																									
想定による日程区分		混乱期・一時復旧期		二次復興期	復興期	備 考																																																																																																																																																																							
想定・計画項目	1日	2～3日	4～10日	11日以降																																																																																																																																																																									
1人1日の確保数量	3%	3%	20%	100%																																																																																																																																																																									
市民の活動	火災及び家屋の倒壊等の被災者は避難所に行く	被災者は避難所生活		一部市民は、避難所にいるが市内はほぼ正常化																																																																																																																																																																									
帯広市の活動	上下水道施設の被害状況(応急復旧日の状況)	<ul style="list-style-type: none"> 送水管破損により一部送水停止 配水本管破損により広域断水 基幹施設、配水本管支管の被害調査 配水本管、支管の復旧開始 	<ul style="list-style-type: none"> 送水開始 配水本管通水 配水本管復旧日工事 	<ul style="list-style-type: none"> 配水支管復旧 給水装置の復旧開始 																																																																																																																																																																									
	応急給水活動 応急給水活動の方針	<ul style="list-style-type: none"> 給水区域の断水状況 上下水道部災害対策部設置 常設拠点給水箇所での給水 避難給水体制の確立及び開始 	<ul style="list-style-type: none"> 常設拠点給水箇所での給水 一部各戸給水開始 	<ul style="list-style-type: none"> 避難給水 一部を除いて各戸給水 	正常給水に復興																																																																																																																																																																								
帯広市の活動	常設拠点給水箇所	緊急貯水槽	○	○	△	設置のみ給水班																																																																																																																																																																							
		避難給水(避難所)	△	○	△	給水班もしくは広域部隊																																																																																																																																																																							
	機関 医療	救急指定病院	○	○	○	給水班																																																																																																																																																																							
		その他の病院	○	○	○	給水班																																																																																																																																																																							
	福祉施設	○	○	○	給水班																																																																																																																																																																								
各戸給水		△	△	○																																																																																																																																																																									
130	<p>6 運搬給水計画</p> <p>(1) 運搬給水の方針</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>収容避難所への運搬給水については、<u> </u>日本水道協会北海道地方支部および自衛隊の応援により実施することとする。</p> <p>職員は、医療機関、福祉施設、災害対策関係機関、独居老人世帯等からの要請に対する運搬給水を行</p>	<p>6 運搬給水計画</p> <p>(1) 運搬給水の方針</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>避難所への運搬給水については、<u>給水班もしくは</u>日本水道協会北海道地方支部および自衛隊の応援により実施することとする。</p> <p>職員は、医療機関、福祉施設、災害対策関係機関、独居老人世帯等からの要請に対する運搬給水を行</p>	<p>記載の修正</p>																																																																																																																																																																										

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和元年2月)	修 正 (令和3年3月)	備 考																																																																																
	<p>うこととする。この場合、<u> </u>業者から車両及び運転手を借り上げ、実施することとする。 (略)</p> <p>(2) 運搬給水用機材の備蓄計画 運搬給水用機材は、応急給水が迅速に実施できるよう必要量を備蓄するものとする。 現在の備蓄内容は次のとおりである。(備蓄場所：稲田浄水場)</p> <table border="1" data-bbox="210 357 1048 708"> <thead> <tr> <th>機 材 名</th> <th>形 状・規 格</th> <th>数 量</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水タンク</td> <td>2 m³</td> <td>5 基</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>1 m³</td> <td><u>2 1</u> 基</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u> </u></td> <td><u> </u></td> <td><u> </u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u> </u></td> <td><u> </u></td> <td><u> </u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>テント</td> <td>3号 (2.7×4.5)</td> <td>4張</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ジェットヒーター</td> <td>100V、HR120D</td> <td>4台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発電機</td> <td>100V、9.0A</td> <td>4台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水タンク車</td> <td>加圧ポンプ付 1.5 m³</td> <td>1台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水タンク車</td> <td>加圧ポンプ付 3.1 m³</td> <td>1台</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、備蓄にあたっては、必要となる機材を計画的に備蓄するものとする。</p> <p>7 農村部の営農用水及び簡易水道に係る給水計画 ——農村部の営農用水及び簡易水道に係る給水計画は上記の計画に準ずる。</p> <p>8 応援の要請</p>	機 材 名	形 状・規 格	数 量	備 考	給水タンク	2 m ³	5 基		〃	1 m ³	<u>2 1</u> 基		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>		テント	3号 (2.7×4.5)	4張		ジェットヒーター	100V、HR120D	4台		発電機	100V、9.0A	4台		給水タンク車	加圧ポンプ付 1.5 m ³	1台		給水タンク車	加圧ポンプ付 3.1 m ³	1台		<p>うこととする。この場合、<u>必要に応じて</u>業者から車両及び運転手を借り上げ、実施することとする。 (略)</p> <p>(2) 運搬給水用機材の備蓄計画 運搬給水用機材は、応急給水が迅速に実施できるよう必要量を備蓄するものとする。 現在の備蓄内容は次のとおりである。(備蓄場所：稲田浄水場)</p> <table border="1" data-bbox="1117 357 1955 708"> <thead> <tr> <th>機 材 名</th> <th>形 状・規 格</th> <th>数 量</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水タンク</td> <td>2 m³</td> <td>5 基</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>1 m³</td> <td><u>1</u> 基</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>組み立て式コンテナ</u></td> <td><u>1 m³</u></td> <td><u>3 0</u> 基</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>応急給水栓</u></td> <td></td> <td><u>2 0</u> 基</td> <td></td> </tr> <tr> <td>テント</td> <td>3号 (2.7×4.5)</td> <td>4張</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ジェットヒーター</td> <td>100V、HR120D</td> <td>4台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発電機</td> <td>100V、9.0A</td> <td>4台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水タンク車</td> <td>加圧ポンプ付 1.5 m³</td> <td>1台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水タンク車</td> <td>加圧ポンプ付 3.1 m³</td> <td>1台</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、備蓄にあたっては、必要となる機材を計画的に備蓄するものとする。</p> <p>7 応援の要請</p>	機 材 名	形 状・規 格	数 量	備 考	給水タンク	2 m ³	5 基		〃	1 m ³	<u>1</u> 基		<u>組み立て式コンテナ</u>	<u>1 m³</u>	<u>3 0</u> 基		<u>応急給水栓</u>		<u>2 0</u> 基		テント	3号 (2.7×4.5)	4張		ジェットヒーター	100V、HR120D	4台		発電機	100V、9.0A	4台		給水タンク車	加圧ポンプ付 1.5 m ³	1台		給水タンク車	加圧ポンプ付 3.1 m ³	1台		<p>機材整備による追加</p> <p>農村上下水道の一元管理化に伴う修正</p>
機 材 名	形 状・規 格	数 量	備 考																																																																																
給水タンク	2 m ³	5 基																																																																																	
〃	1 m ³	<u>2 1</u> 基																																																																																	
<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>																																																																																	
<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>																																																																																	
テント	3号 (2.7×4.5)	4張																																																																																	
ジェットヒーター	100V、HR120D	4台																																																																																	
発電機	100V、9.0A	4台																																																																																	
給水タンク車	加圧ポンプ付 1.5 m ³	1台																																																																																	
給水タンク車	加圧ポンプ付 3.1 m ³	1台																																																																																	
機 材 名	形 状・規 格	数 量	備 考																																																																																
給水タンク	2 m ³	5 基																																																																																	
〃	1 m ³	<u>1</u> 基																																																																																	
<u>組み立て式コンテナ</u>	<u>1 m³</u>	<u>3 0</u> 基																																																																																	
<u>応急給水栓</u>		<u>2 0</u> 基																																																																																	
テント	3号 (2.7×4.5)	4張																																																																																	
ジェットヒーター	100V、HR120D	4台																																																																																	
発電機	100V、9.0A	4台																																																																																	
給水タンク車	加圧ポンプ付 1.5 m ³	1台																																																																																	
給水タンク車	加圧ポンプ付 3.1 m ³	1台																																																																																	
131	<p>第14節 上下水道施設対策計画</p> <p>災害に伴い上下水道施設が被災し、供給等が停止した場合は、市民生活そのものを麻痺と混乱に陥れ、事態として社会経済活動に極めて大きな影響を与えるため、災害時における<u> </u>水道施設の復旧および飲料水の確保に対処するため、動員体制、情報連絡体制を確立し、被害の軽減と速やかな応急対策を実施するための計画を<u>次のとおり定める</u>。</p> <p>なお、関係各施設においても、それぞれ独自の応急対策に関する計画を定めるものとする。</p> <p>1 実施責任者 上下水道施設対策は、帯広市(上下水道区域：上下水道部、簡易水道区域：農政部)が実施する。 (略)</p> <p>3 上下水道施設 (1) 初期対策 (略)</p> <p>ア 施設の運転停止 次の場合は、<u>施設修繕班長の判断により</u>施設の運転を停止する。<u>施設修繕班長</u>はその内容を対策部長に報告する。</p>	<p>第14節 上下水道施設対策計画</p> <p>災害に伴い上下水道施設が被災し、供給等が停止した場合は、市民生活そのものを麻痺と混乱に陥れ、事態として社会経済活動に極めて大きな影響を与えるため、災害時における<u>上下</u>水道施設の復旧および飲料水の確保に対処するため、動員体制、情報連絡体制を確立し、被害の軽減と速やかな応急対策を実施するための計画は、<u>次に定めるところによる</u>。</p> <p>なお、各施設においても、それぞれ独自の応急対策に関する計画を定めるものとする。</p> <p>1 実施責任者 上下水道施設対策は、帯広市(上下水道部)が実施する。 (略)</p> <p>3 上下水道施設 (1) 初期対策 (略)</p> <p>ア 施設の運転停止 次の場合は、<u>水道技術管理者の指示により、水道施設班長は</u>施設の運転を停止する。<u>水道施設班長</u>はその内容を対策部長に報告する。</p>	<p>農村上下水道の一元管理化に伴う修正</p> <p>記載の修正</p>																																																																																

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和元年2月)	修 正 (令和3年3月)	備 考
132	<p>(エ) 浄水場<u>外</u>最低確保水量を維持できない場合 (略)</p> <p>ウ 応急対策 災害により応急対策を必要とする異常事態が発生したときは、施設修繕班において、被害を未然に防止<u>また</u>被害の拡大を防ぐため、水道施設の構造、流速、水位及び水質の状態を考慮し、可能な限り最も適切な方法を選択し、迅速かつ的確に作業を実施するものとする。</p> <p>エ 被害状況調査報告 (ア) 被害状況を調査収集した職員は、写真撮影し、水道施設被害調査票により施設修繕班に報告するものとする。 (イ) <u>施設修繕班</u>は、被害調査整理簿(以下「整理簿」という。)及び被害状況集計報告書(以下「報告書」という。)を作成し、対策部長に報告するものとする。 なお、<u>緊急を要する場合や被害状況等</u>に応じて、<u>総務班は整理簿及び報告書を作成し、施設修繕班に提出する。</u></p> <p>(2) 災害復旧作業 ア 災害復旧の手順は、原則として水源から順次給水に至るまでの水の流れに従って被害箇所を復旧するよう計画するものとする。 <u>道路</u>の被害が大きく広範囲に断水している場合は、幹線<u>道路</u>を修理復旧した後、<u>避難場所</u>や医療施設に通じる管路を優先的に復旧するものとする。 イ <u>上下水道部災害対策本部</u>は、各班及び関係機関の被害状況を集約・分析し、水道施設の全般的な復旧基本計画を作成して、<u>災害対策会議</u>の決定を受けるものとする。 (略) カ 復旧作業の記録は工事作業日報に記録し、<u>総務班</u>に報告し、<u>災害対策室</u>に提出するものとする。 <u>総務班</u>は、工事作業日報に基づき災害復旧状況報告書を作成し、対策部長に報告するものとする。 キ 復旧作業の記録写真は、工事<u>現場</u>、年月日等を記載した黒板等を用い撮影するものとする。 (略)</p> <p>(3) 応急給水 (略)</p>	<p>(エ) 浄水場<u>内</u>最低確保水量を維持できない場合 (略)</p> <p>ウ 応急対策 災害により応急対策を必要とする異常事態が発生したときは、施設修繕班において、被害を未然に防止<u>又は</u>被害の拡大を防ぐため、水道施設の構造、流速、水位及び水質の状態を考慮し、可能な限り最も適切な方法を選択し、迅速かつ的確に作業を実施するものとする。</p> <p>エ 被害状況調査報告 (ア) 被害状況を調査収集した職員は、写真撮影し、水道施設被害調査票により施設修繕班長に<u>提出し対策副部長に報告</u>するものとする。 (イ) <u>対策副部長</u>は、被害調査整理簿(以下「整理簿」という。)及び被害状況集計報告書(以下「報告書」という。)を作成し、対策部長に報告するものとする。 なお、<u>総務班は緊急を要する場合や被害状況に応じて、整理簿及び報告書の作成を補佐するものとする。</u></p> <p>(2) 災害復旧作業 ア 災害復旧の手順は、原則として水源から順次給水に至るまでの水の流れに従って被害箇所を復旧するよう計画するものとする。 <u>管路</u>の被害が大きく広範囲に断水している場合は、幹線<u>管路</u>を修理復旧した後、<u>避難所・避難場所</u>や医療施設に通じる管路を優先的に復旧するものとする。 イ <u>対策副部長</u>は、各班及び関係機関の被害状況を集約・分析し、水道施設の全般的な復旧基本計画を作成して、<u>対策部長</u>の決定を受けるものとする。 (略) カ 復旧作業の記録は工事作業日報に記録し、<u>班長</u>に報告し、<u>対策副部長</u>に提出するものとする。 <u>対策副部長</u>は、工事作業日報に基づき災害復旧状況報告書を作成し、対策部長に報告するものとする。 キ 復旧作業の記録写真は、工事<u>場所</u>、年月日等を記載した黒板を用い撮影するものとする。 (略)</p> <p>(3) 応急給水 (略)</p>	
133	<p>イ <u>災害対策室</u>は、応急給水基本計画書を作成し、<u>災害対策会議</u>の決定を受けるものとする。 (略)</p> <p>カ 給水班は、応急給水状況報告書を作成し、対策部長に報告するものとする。</p> <p>(4) 災害復旧に係る予算及び措置 災害復旧に係る予算及び措置については、<u>災害対策本部において</u>協議をし、総務班長がその事務手続きに必要な書類を作成しなければならない。</p> <p>(5) 応援体制 災害に際して必要な応急対策を実施するため、関係機関及び自衛隊への応援派遣要請は、<u>災害対策室の編成及び所掌事務に基づく</u>総務班が次により行うものとする。 ア 関係機関への派遣要請手続 <u>日本水道協会北海道地方支部災害等に伴う水道施設被害復旧に関する相互応援対策要綱(昭和55年度 第51回支部総会決定)</u>に基づき、日本水道協会北海道地方支部道東地区協議会区長に応援派遣を要請するものとする。 応援を要請するときは、次の事項を明らかにして、とりあえず口頭、電話又は電信、無線等により行い、後日、様式により速やかに、要請先まで提出する。 (略)</p> <p>(エ) 応援場所<u> </u>への経路 (略)</p>	<p>イ <u>対策副部長</u>は、応急給水基本計画書を作成し、<u>対策部長</u>の決定を受けるものとする。 (略)</p> <p>カ 給水班は、応急給水状況報告書を作成し、対策部長に報告するものとする。</p> <p>(4) 災害復旧に係る予算及び措置 災害復旧に係る予算及び措置については、<u>対策部長及び対策副部長と</u>協議をし、総務班長がその事務手続きに必要な書類を作成しなければならない。</p> <p>(5) 応援体制 災害に際して必要な応急対策を実施するため、関係機関及び自衛隊への応援派遣要請は、総務班が次により行うものとする。 ア 関係機関への派遣要請手続 <u>日本水道協会道東地区協議会 災害時相互応援に関する協定書(平成11年3月5日締結)</u>に基づき、日本水道協会北海道地方支部道東地区協議会区長に応援派遣を要請するものとする。 応援を要請するときは、次の事項を明らかにして、とりあえず口頭、電話又は電信、無線等により行い、後日、様式により速やかに、要請先まで提出する。 (略)</p> <p>(エ) 応援場所<u>及び応援場所</u>への経路 (略)</p>	

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和元年2月)	修 正 (令和3年3月)	備 考
134	<p>(略)</p> <p>イ 自衛隊への派遣要請手続き (略)</p> <p>(イ) 派遣要請要領 管理者は、自衛隊の派遣の必要があると判断される場合には、派遣要請書を市長に提出する____。口頭、又は電話等により要請した場合は、事後、速やかに派遣要請書を提出するものとする。 (略)</p> <p>ウ 応援受け入れ体制 災害時における応急給水作業、応急復旧作業等を迅速かつ適切に遂行するため、<u>応援受け入れ体制に関する指針（第103回支部理事会決定 施行期日昭和55年8月1日）</u>に基づくとともに、次の事項について留意し、速やかに応援受け入れ体制を確立するものとする。 (略)</p> <p>エ 相互応援体制 <u>日本水道協会北海道地方支部震害等に伴う水道施設被害復旧に関する相互応援対策要綱</u>に基づき応援活動を行うものとする。</p> <p>(6) 安全衛生並びに救急措置 災害発生後の職員の安全確保及び負傷者救出、救護等に関する事項は、次のとおりとする。 ア 職員の安全確保並びに負傷者の救出及び救護は、<u>災害対策部の編成及び所掌事務に基づく</u>総務班が中心となって連絡調整を行うものとする。 (略)</p> <p>(7) 広報 <u>管理者</u>は水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活給水に関する不安解消に努めるものとする。</p> <p>4 下水道施設 下水道施設の災害による被害に対し____、下水道施設班長は<u>雨水、汚水</u>の流下に支障のないよう<u>に</u>応急措置を講じ、<u>排水の</u>万全を期することとする。 (1) 活動体制 ア <u>市災害対策本部</u>の非常配備態勢に基づき職員を配置し、被害調査、復旧対策を実施する____。 イ 処理場____にあつては、<u>監視要員</u>からの報告を基<u>点とし、各処理場の</u>非常配備編成連絡網により緊急配備態勢をとる____。</p> <p>(2) 応急復旧対策 ア 被害調査 <u>排水機能の支障や二次災害の発生を考慮し、管渠にあつては幹線管渠の流下状況、軟弱地盤地帯の管渠の調査及びマンホール、ポンプ室、伏越室等の工作物の調査を速やかに行う。</u> <u>イ</u> 応急対策 <u>（ア）管渠</u> 下水道管渠に対しては、<u>雨水・汚水の流下に支障のないよう迅速に</u>応急処置を講ずるとともに、<u>本復旧の方針をたてる。枝線の被害は、本復旧を前提とし、幹線の被害は、被害の場所・程度に応じて応急あるいは本復旧を行う。</u> <u>（イ）処理場</u> 停電のため処理場の機能が停止した場合は、<u>自家発電機によってポンプ運転を行い、機能停止による排水不能の事態が起こらないようにする。</u></p>	<p>(略)</p> <p>イ 自衛隊への派遣要請手続き (略)</p> <p>(イ) 派遣要請要領 管理者は、自衛隊の派遣の必要があると判断される場合には、派遣要請書を市長に提出する<u>ものとする</u>。口頭又は電話等により要請した場合は、事後、速やかに派遣要請書を提出するものとする。 (略)</p> <p>ウ 応援受け入れ体制 災害時における応急給水作業、応急復旧作業等を迅速かつ適切に遂行するため、<u>日本水道協会道東地区協議会 災害時相互応援に関する協定書（平成11年3月5日締結）</u>に基づくとともに、次の事項について留意し、速やかに応援受け入れ体制を確立するものとする。 (略)</p> <p>エ 相互応援体制 <u>日本水道協会道東地区協議会 災害時相互応援に関する協定書（平成11年3月5日締結）</u>に基づき応援活動を行うものとする。</p> <p>(6) 安全衛生並びに救急措置 災害発生後の職員の安全確保及び負傷者の救出、救護等に関する事項は、次のとおりとする。 ア 職員の安全確保並びに負傷者の救出及び救護は、<u>総務班が中心となって</u>連絡調整を行うものとする。 (略)</p> <p>(7) 広報 <u>総務班</u>は水道施設に被害が生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活給水に関する不安解消に努めるものとする。</p> <p>4 下水道施設 下水道施設の災害による被害に対して<u>は</u>、下水道施設班長は<u>雨水汚水</u>の流下に支障のないよう<u>に</u>応急措置を講じ、<u>処理機能の低下が起きないように</u>万全を期することとする。 (1) 活動態勢 ア 非常配備態勢に基づき職員を配置し、被害調査、復旧対策を実施する<u>ものとする</u>。 イ 処理場<u>及び個別排水処理施設</u>にあつては、<u>委託業者及び市民</u>からの報告を基<u>に、</u>非常配備編成連絡網により緊急配備態勢をとる<u>ものとする</u>。</p> <p>(2) 応急復旧対策 ア 被害調査 <u>（ア）管渠</u> <u>下水道管渠は、管渠の流下状況やマンホールポンプ室・伏越室等の工作物の被害調査を速やかに行い、二次災害や排水機能の低下防止に努めるものとする。</u> <u>（イ）処理場</u> 処理場施設は、<u>中央監視室での中央点検（監視画面等）を行うとともに、必要に応じ、場内点検を実施し対応するものとする。</u> また、<u>清川下水道処理場は、施設管理者と連携し、被災状況、流入水量等の異変の把握、流入制限等実施の有無を確認するものとする。</u> <u>（ウ）個別排水処理施設（合併処理浄化槽）</u> <u>個別排水処理施設については、各保守点検委託業者と連携し、被災状況を確認するものとする。</u></p>	
135			

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和元年2月)	修 正 (令和3年3月)	備 考
135	<p>-(ウ) 復旧計画 下水道施設の復旧は、市をはじめ民間企業の協力を得て、できるだけ速やかに、現状に復旧する。</p> <p>-(3) 広報 管理者は下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努めるものとする。</p> <p>5 農村部の営農用水施設及び簡易水道施設の対策計画 農村部の営農用水施設及び簡易水道施設の対策計画は上記計画に準ずる。</p>	<p><u>イ 応急対策</u></p> <p><u>(ア) 管渠</u> <u>汚水・雨水の流下に支障のないよう迅速に応急処置を講ずるとともに、本復旧の方針をたてるものとする。</u> <u>下水道幹線の復旧計画は、被害状況（場所・程度）に応じて、応急措置をとるか本復旧とするかを適宜判断し計画するものとする。</u> <u>また、下水道枝線は、原則本復旧を前提とした復旧方針をたてるものとする。</u></p> <p><u>(イ) 帯広川下水終末処理場</u> <u>停電などにより処理場の機能が停止した場合は、自家発電機による運転を行い、機能停止による排水不能の事態が起こらないよう対応するものとする。</u> <u>また、処理場施設の復旧計画は、被害状況に応じて、応急措置をとるか本復旧とするかを適宜判断し復旧方針をたてるものとする。</u></p> <p><u>(ウ) 清川下水処理場</u> <u>停電などにより処理場の機能が停止した場合は、自家発電機による運転を行い、機能停止による排水不能の事態が起こらないよう対応するものとする。</u> <u>また、処理場施設の復旧計画は、被害状況に応じて、応急措置をとるか本復旧とするかを適宜判断し、復旧方針をたてるものとする。</u></p> <p><u>(エ) 個別排水処理施設（合併処理浄化槽）</u> <u>停電などにより浄化槽の機能が停止した場合は、個々の浄化槽の状況を把握し、運転が必要な場合には自家発電機の確保及び運転により対応し、機能停止による排水不能の事態が起こらないよう対応するものとする。</u> <u>また、浄化槽の復旧計画は、被害状況に応じて、応急措置をとるか、本復旧とするかを適宜判断し、復旧方針をたてるものとする。</u></p> <p><u>(オ) 復旧計画</u> <u>① 対策副部長は、下水道施設班及び関係機関の被害状況を集約・分析し、下水道施設の全般的な復旧基本計画を作成して、対策部長の決定を受けるものとする。</u> <u>② 下水道施設班は、復旧基本計画に基づき復旧実施計画を策定し、災害復旧工事を実施するものとする。</u> <u>③ 下水道の復旧は、市をはじめとして民間企業の協力を得て、できるだけ速やかに現状に復旧するものとする。</u></p> <p><u>(3) 広報</u> <u>総務班は、下水道施設に被害が生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努めるものとする。</u></p>	
149	<p>第2 1 節 防疫計画 (略)</p> <p>3 防疫の種類と方法 (略)</p> <p>(2) 各世帯における家屋等の消毒 ア 汚染された台所、浴室及び食器棚は次亜塩素酸ナトリウムを用いて拭浄する。また、床下には湿潤の程度に応じ、所要の消石灰を散布するよう指導する。 イ 水洗<u>便所</u>は、次亜塩素酸ナトリウムで消毒し、便槽は消石灰、次亜塩素酸カルシウム（別名さらし粉）等を投入かくはんする。 (略)</p>	<p>第2 1 節 防疫計画 (略)</p> <p>3 防疫の種類と方法 (略)</p> <p>(2) 各世帯における家屋等の消毒 ア 汚染された台所、浴室及び食器棚は次亜塩素酸ナトリウムを用いて拭浄する。また、床下には湿潤の程度に応じ、所要の消石灰を散布するよう指導する。 イ 水洗<u>トイレ</u>は、次亜塩素酸ナトリウムで消毒し、便槽は消石灰、次亜塩素酸カルシウム（別名さらし粉）等を投入かくはんする。 (略)</p>	道の修正に伴う修正

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和元年2月)	修 正 (令和3年3月)	備 考
151	<p>第2 2節 廃棄物処理等計画 (略)</p> <p>5 し尿の収集処理の方法 (1) 収 集 ア 被災地域の完全収集にあたるものとするが、被災地域での処理能力が及ばない場合は、一時的に便槽内量の2～3割程度の収集を全戸に実施し、各戸の便所の使用を早急に可能にするものとする。 イ 避難が実施された場合には、避難所及び被災地区を重点的に収集にあたるものとし、状況により、応急仮設便所を設置するものとする。 (略)</p>	<p>第2 2節 廃棄物処理等計画 (略)</p> <p>5 し尿の収集処理の方法 (1) 収 集 ア 被災地域の完全収集にあたるものとするが、被災地域での処理能力が及ばない場合は、一時的に便槽内量の2～3割程度の収集を全戸に実施し、各戸のトイレの使用を早急に可能にするものとする。 イ 避難が実施された場合には、避難所及び被災地区を重点的に収集にあたるものとし、状況により、応急仮設便所を設置するものとする。 (略)</p>	道の修正に伴う修正
157	<p>第2 4節 住宅対策計画 災害により住宅を失い、又は破損のため居住できなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理については、この計画に定めるところによる。 (略)</p> <p>2 実施の方法 (略)</p> <p>(2) 応急仮設住宅 ア 入居対象者 <u>次のいずれにも該当する者であること。</u> <u>(ア) 住宅が全壊、全焼又は流失した者。</u> <u>(イ) 居住する住家がない者。</u> <u>(ウ) 自己の資力では住宅を確保できない経済的弱者で、次に該当する者であること。</u> <u>a 生活保護法の被保護者及び要保護者</u> <u>b 特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、老人、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等</u> (略)</p>	<p>第2 4節 住宅対策計画 災害により住宅を失い、又は破損のため居住できなくなった世帯に対する応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理については、この計画に定めるところによる。 (略)</p> <p>2 実施の方法 (略)</p> <p>(2) 応急仮設住宅 ア 入居対象者 <u>原則として、住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保できないものとする。</u></p>	道の修正に伴う修正
158	<p>カ 運営管理 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。 また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 (略)</p> <p>(3) 住宅の応急修理 ア 応急修理を受ける者 災害により住宅が半壊又は半焼し、<u>_____</u> 当面日常生活を営むことができない者で、自らの資力では応急修理することができない者であること。 <u>_____</u></p> <p>イ 応急修理実施の方法 応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行うものとする。</p> <p>ウ 修理の範囲と費用 (ア) 修理の範囲 応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。</p>	<p>カ 運営管理 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。 また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。 (略)</p> <p>(3) 住宅の応急修理 ア 対象者 災害により住宅が半壊、半焼し、<u>又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、当面日常生活を営むことができない者で、自らの資力では応急修理することができない者であること。また、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。</u></p> <p>イ 応急修理実施の方法 応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行うものとする。</p> <p>ウ 修理の範囲と費用 (ア) 修理の範囲 応急修理は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。</p>	道の修正に伴う修正

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和元年2月)	修 正 (令和3年3月)	備 考												
	る。 (略)	(略)													
178	第3章 地震応急対策計画 第3.1節 災害救助法の適用計画 (略) 4 救助の実施と種類	第3章 地震応急対策計画 第3.1節 災害救助法の適用計画 (略) 4 救助の実施と種類	道の修正に伴う修正												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>実施期間</th> <th>実施者区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td>7日以内</td> <td>市町村</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類		実施期間	実施者区分	避難所の設置	7日以内	市町村	<table border="1"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>実施期間</th> <th>実施者区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td>7日以内</td> <td>市町村・日赤道支部</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施期間	実施者区分	避難所の設置	7日以内	市町村・日赤道支部
救助の種類	実施期間	実施者区分													
避難所の設置	7日以内	市町村													
救助の種類	実施期間	実施者区分													
避難所の設置	7日以内	市町村・日赤道支部													